

平成 19 年度に実施した法科大学院
認証評価に関する検証結果報告書

平成 21 年 1 月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

はじめに

大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）では、法科大学院認証評価を開放的で進化する評価とするために、評価の経験や評価を受けた法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしている。

このため、平成 17 年 1 月に文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）となつて以降、平成 17 年度及び平成 18 年度実施の法科大学院認証評価（予備評価）において、評価の終了後、評価対象校及び評価担当者へのアンケートを実施し、その結果等をもとに評価の有効性、適切性について検証を行った。

この結果、評価内容・方法等の改善・充実すべき点を把握でき、平成 19 年度実施の認証評価（本評価及び予備評価）に反映させた。（この検証結果は「平成 17 年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）に関する検証結果報告書」、「平成 18 年度に実施した法科大学院認証評価（予備評価）に関する検証結果報告書」としてまとめている。）

なお、予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。

平成 19 年度実施の法科大学院認証評価（本評価及び予備評価）においても、引き続きアンケート調査を実施して検証を行うこととし、ここに平成 19 年度実施の認証評価（12 大学）に関わる調査とその検討による検証結果を取りまとめた。

目 次

はじめに

I 機構が実施した法科大学院認証評価の概要	1
-----------------------	---

II 平成 19 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法	5
------------	---

2. 項目別の検証

(1) 基準及び解釈指針について	8
(2) 評価担当者に対する研修について	11
(3) 自己評価書について	13
(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について	15
(5) 書面調査・訪問調査について	17
(6) 評価結果（評価報告書）について	21
(7) 評価を受けたことによる効果・影響について	25
(8) 評価の作業量・スケジュール等について	32
(9) 評価についての全般的な意見・感想	37

3. 総括	38
-------	----

参考資料

- 1 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【対象校】
- 6 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【評価担当者】

I 機構が実施した法科大学院認証評価の概要

平成 19 年度に実施した認証評価（本評価・予備評価）を検証するに当たって、まず機構が実施した法科大学院認証評価の概要について触れておく。

法科大学院を置く大学は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育活動等の状況について、5 年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務づけられている（学校教育法第 109 条第 3 項、学校教育法施行令第 40 条）。

機構は、この認証評価制度の下で、法科大学院の認証評価を行う「認証評価機関」として、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証され、平成 17 年度より、認証評価（予備評価）を開始した。（この予備評価とは、法科大学院の開設後、初年度の入学者（3 年課程）の修了以前の段階における教育活動等の状況について、法科大学院を置く大学からの求めに応じて実施するもので、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために行うものである。）

1 目的

法科大学院認証評価は、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう機構が定める法科大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき、以下のことを目的として実施した。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

ただし、予備評価は、基準のすべてについての適合状態の評価ではないため、評価基準に適合しているか否かの認定は行わないとともに、評価結果の社会への公表は行わない。

2 実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、評価部会を設置するほか、各評価部会間の評価内容を調整するため、運営連絡会議を設置した。

また、本評価の実施に伴い、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について調査・分析等を実施する教員組織調査専門部会、及び評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査専門部会を設置した。

3 方法・プロセス

方法及びプロセスの概要は、下記のとおりである。

（1）法科大学院における自己評価

各法科大学院は、「自己評価実施要項」等に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成し、機構に提出した。

（2）機構における評価

機構における評価は、書面調査及び訪問調査により実施した。

① 書面調査は、対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて、対象法科大学院の状況を分析した。

また、平成19年度から実施の本評価において、「第8章 教員組織」の分析に当たっては、基準8-1-1及び基準8-1-2に係る判断の一要素として、専任教員等がそれぞれ担当する授業科目の内容に即したふさわしい教育研究業績等を有しているかについての調査・分析を実施した。

② 訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できない内容等を中心に調査を実施した。

③ 基準ごとに自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにした。

④ 章ごとに基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行った。

⑤ 評価の結果を報告書としてまとめ、当該法科大学院を置く大学に通知した。

（ただし、予備評価では、基準のすべてについての適合状況の評価「適格認定」や評価結果の文部科学大臣への報告及び社会への公表は行わない。）

4 スケジュール

- (1) 平成 18 年 3 月に評価委員会が以下の事項を検討し、公表した。
- ・法科大学院評価基準要綱
 - ・自己評価実施要項
 - ・評価実施手引書
 - ・訪問調査実施要項
- (2) 平成 18 年 6 月に国・公・私立大学等の関係者に対し、説明会を実施し、機構が実施する法科大学院認証評価の仕組み、方法などについて説明を行った。
- (3) 平成 18 年 7 月から 9 月にかけて、12 大学から法科大学院認証評価（本評価 9 大学、予備評価 3 大学）の申請を受け付けた。
- （本評価実施大学）
- 国立大学（7 大学）
 - 北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻
 - 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻
 - 一橋大学大学院法学研究科法務専攻
 - 新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻
 - 金沢大学大学院法務研究科法務専攻
 - 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻
 - 熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻
 - 私立大学（2 大学）
 - 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
 - 専修大学大学院法務研究科法務専攻
- (4) 平成 18 年 11 月に法科大学院の自己評価担当者等に対する研修を実施し、自己評価書の作成方法などについて説明を行った。
- (5) 平成 19 年 5 月に教員組織調査担当者に対する研修を、6 月に評価担当者に対する研修を実施し、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等について説明を行った。
- (6) 平成 19 年 6 月末までに、対象法科大学院を置く 12 大学から自己評価書の提出を受けた。

(7) 自己評価書の提出を受けた以降の評価作業スケジュールは、次のとおりであった。

19年7月	書面調査の実施 教員組織調査専門部会の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査）
8月	評価部会の開催（基準ごとの判断の検討及び優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
10～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
12月	評価部会の開催（評価報告書原案の作成）

(8) 平成20年1月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価報告書原案を評価結果（案）として取りまとめ、評価結果を確定する前に対象法科大学院を置く大学に通知した。

(9) 評価結果（案）に対する意見の申立ての手続きを経て、平成20年3月に運営連絡会議、評価委員会を開催し、評価結果を確定した。

5 評価結果

平成19年度に認証評価（本評価）を実施した9法科大学院のうち、5法科大学院が評価基準に適合しており、4法科大学院が適合していないとする評価結果となった。

機構はこの評価結果を平成20年3月27日付けで、対象法科大学院を置く大学に対して通知し、機構のウェブサイトにおいて「平成19年度法科大学院認証評価実施結果報告」として公表するとともに、文部科学大臣へ報告した。

※ 法科大学院評価基準要綱は機構ウェブサイトを参照のこと。

Ⅱ 平成 19 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法

(1) アンケート調査の実施

平成 19 年度認証評価の対象法科大学院を置く大学（以下「対象校」という。）及び評価担当者に対し記名選択式回答（5 段階）及び自由記述からなるアンケート調査を実施した。

アンケート調査項目は次のとおりである。

[対象校]

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容について
 - (1) 自己評価について
 - (2) 訪問調査等について
 - (3) 意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価のスケジュールについて
4. 説明会・研修会等について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 本評価にあたっての予備評価の効果について
9. 評価の実施体制について
10. その他

[評価担当者]

1. 基準及び解釈指針について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について
3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュール等について

- (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
- (2) 評価作業に費やした労力について
- (3) 評価作業にかかった時間数について
- 5. 評価部会等の運営について
- 6. 評価全般について

(2) アンケート調査結果等の検証

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査項目から、主要な項目を分類・整理し、項目別に分析を行った。その上で、法科大学院評価課が別途実施したアンケート調査及び評価実施過程において機構が把握した問題点等も踏まえ、評価の有効性、適切性を検証した。

分析項目は以下のとおりである。

- (1) 基準及び解釈指針について
- (2) 評価担当者に対する研修について
- (3) 自己評価書について
- (4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について
- (5) 書面調査・訪問調査について
- (6) 評価結果（評価報告書）について
- (7) 評価を受けたことによる効果・影響について
- (8) 評価の作業量・スケジュール等について
- (9) 評価についての全般的な意見・感想

※ アンケート調査に係る補足事項

1. 平成 18 年度アンケートからの変更点

平成 19 年度におけるアンケートでは、平成 18 年度に実施したアンケートに対し、選択式の設問について、新たに有用と思われる設問を追加するとともに、一部の設問の表現をより適切なものに改めた。

アンケート用紙配付日程

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
対象校	平成 18 年 3 月 27 日	平成 19 年 3 月 30 日	平成 20 年 3 月 31 日
評価担当者	平成 18 年 3 月 27 日	平成 19 年 1 月 30 日	平成 19 年 12 月 26 日

2. 平成 19 年度アンケートの回収状況

平成 19 年度アンケート回収状況

	回答数	回収率
対象校	12 校中 12 校	100%
評価担当者	62 名中 42 名	68%

2. 項目別の検証

(1) 基準及び解釈指針について

機構が定める基準及び解釈指針の構成や内容が、法科大学院の教育活動等に関する「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして適切であったか、また、基準及び解釈指針の中で対象校が自己評価を行う際に自己評価しにくいもの、評価担当者が評価しにくいものがあったかどうかなどについて検証を行った。

① 評価の目的等との関係

対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、基準及び解釈指針の構成や内容が「教育活動等の質を保証するために適切であった」（機関1-①、評1-①）か及び「教育活動等の改善を促進するために適切であった」（機関1-②、評1-②）か質問したところ、「質の保証」に対して、対象校では肯定的な回答が84%（「強くそう思う」9%、「そう思う」75%）、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が8%であった。評価担当者では、肯定的な回答が86%（「強くそう思う」10%、「そう思う」76%）、「どちらとも言えない」が14%であった。

「改善の促進」に対しては、対象校では、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」8%、「そう思う」84%）、「そう思わない」が8%、評価担当者では、肯定的な回答が84%（「強くそう思う」10%、「そう思う」74%）、「どちらとも言えない」が14%、「そう思わない」が2%であった。

いずれについても対象校、評価担当者の8割以上が肯定的に回答しており、基準及び解釈指針の構成や内容が教育活動等の「質の保証」「改善の促進」という目的に照らしておおよそ適切であると評価されていることがわかる。

一方、基準及び解釈指針の構成や内容が「教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった」（機関1-③、評1-③）かとの質問に対しては、対象校では、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」17%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が8%、評価担当者では、肯定的な回答が71%（「強くそう思う」7%、「そう思う」64%）、「どちらとも言えない」が22%、「そう思わない」が7%であった。

対象校及び評価担当者の7割程度が肯定的に回答しており、基準及び解釈指針の構成や内容が「社会からの理解と支持」という目的に照らして概ね適切であるとの評価がなされているものの、否定的又はどちらとも言えないという回答も一定数見られる。

次に、「教育活動を中心に設定していることは適切であった」（機関1-④、評1-

④) かの質問に対しては、全ての対象校が肯定的な回答（「強くそう思う」17%、「そう思う」83%）であり、評価担当者では、肯定的な回答が91%（「強くそう思う」20%、「そう思う」71%）、「どちらとも言えない」が7%、「そう思わない」が2%であった。対象校の全て、評価担当者の9割程度が肯定的に回答しており、教育活動を中心とした基準及び解釈指針の設定について高く評価されていることがわかる。

② 具体の評価基準等の構成・内容

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価しにくい基準又は解釈指針があった」（機関1-⑤）か質問したところ、「ある」が58%、「ない」が42%であり、対象校の約6割が評価しにくい基準又は解釈指針があったとしている。

同様に、評価担当者に対するアンケート調査において、「評価しにくい基準又は解釈指針があった」（評1-⑤）か質問したところ、「ある」が49%、「ない」が51%であり、評価担当者の約5割が評価しにくい基準又は解釈指針があったとしている。

次に、対象校及び評価担当者に対するアンケート調査において、「内容が重複する基準又は解釈指針があった」（機関1-⑥、評1-⑥）か質問したところ、対象校では、「ある」が9%、「ない」が91%、評価担当者では、「ある」が22%、「ない」が78%であった。

③ 評価と課題

基準及び解釈指針の構成や内容については、対象校及び評価担当者双方から、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」という評価それぞれの目的に照らしておおよそ適切であると評価されている。

一方、基準及び解釈指針の内容や構成が、法科大学院の教育活動等について「社会からの理解と支持」という目的に照らして適切であったかという設問に対しては、概ね適切であったとするものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

これは、機構が実施する法科大学院認証評価（本評価）が平成19年度から開始し、初めて評価結果を公表したことや、一部、評価結果を公表しない予備評価段階の対象校をアンケート調査対象としたことも一因と思われる。

法科大学院の教育活動等について「社会からの理解と支持」を得るという目的に照らして適切であったかについては、評価結果の公表方法等を含め、今後も引き続き検討・工夫をしていく必要がある。

なお、基準及び解釈指針の構成や内容について、教育活動を中心に設定していることについてはその適切性が認められている。

評価しにくい基準又は解釈指針があったかについては、対象校の約6割、評価担当者の約5割が評価しにくい基準又は解釈指針があったとしている。自由記述において、対象校、評価担当者双方から、特定の基準又は解釈指針について判断が難しかったとの意見が見られた。

また、内容が重複する基準又は解釈指針があったかについては、対象校の9割程度、評価担当者では約8割が重複するものはなかったとしている。

基準及び解釈指針に関する全般的な意見としては、対象校、評価担当者双方から、基準と解釈指針の関係が不明確とする意見もあった。

(2) 評価担当者に対する研修について

評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施しているが、その内容について検証を行った。

①研修について

評価担当者に対するアンケート調査において、「研修の内容は役立った」(評3-③)か質問したところ、肯定的な回答が70%（「強くそう思う」8%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が30%であった。評価担当者の7割が肯定的な回答をしており、研修が有効であったと概ね評価されていることがわかる。

研修の内容についてみると、「研修の説明内容は理解しやすかった」(評3-②)かとの質問については、肯定的な回答が78%（「強くそう思う」13%、「そう思う」65%）、「どちらとも言えない」が19%、「そう思わない」が3%、「研修の配付資料は理解しやすかった」(評3-①)かとの質問については、肯定的な回答が76%（「強くそう思う」6%、「そう思う」70%）、「どちらとも言えない」が24%であった。説明内容については約8割、配付資料については7割以上が肯定的な回答をしており、それぞれ概ね評価されていることがわかる。

また、「書面調査のシミュレーションは役立った」(評3-④)かとの質問については、肯定的な回答が62%（「強くそう思う」5%、「そう思う」57%）、「どちらとも言えない」が33%、「そう思わない」が5%であり、評価担当者の6割以上が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

次に、研修時間について、「研修に費やした時間の長さは適当であった」(評3-⑤)かとの質問については、肯定的な回答が59%（「強くそう思う」5%、「そう思う」54%）、「どちらとも言えない」が35%、否定的な回答が6%（「そう思わない」3%、「全くそう思わない」3%）であった。評価担当者の約6割が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

②評価と課題

評価担当者に対する研修の、説明内容や配付資料については、7割以上が理解しやすかったとの肯定的な回答であり、自由記述においても評価作業のイメージをつかむのに役立ったとする意見が寄せられたが、分析に当たっての留意事項や具体例を示して欲しい等の意見もあり、今後、さらに工夫していくことが望まれる。

また、研修時間の長さについては、肯定的な回答は約6割にとどまり、自由記述においても評価経験の差を踏まえて研修内容を分けて欲しい等の実施方法の工夫について意見が見られた。

なお、評価担当者に対する研修は、これまで、新規、継続の評価担当者の区別なく実施していたが、平成20年度においては、評価担当者の要望等を踏まえ、全体研修を実施した後、新規委員を対象とした研修を実施することとした。

(3) 自己評価書について

評価の実施に当たり対象校が作成した自己評価書が、機構の定める基準及び解釈指針に基づき、評価を行う上で適切なものとなっていたか、また、添付資料が適切であったかなどについて検証を行った。

①自己評価書の記述について

対象校に対するアンケート調査において、「基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた」(機関2-(1)-①)か質問したところ、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」8%、「そう思う」75%）、「どちらとも言えない」が17%であった。対象校の約8割が肯定的な回答をしており、適切に自己評価ができたことと認識していることがわかる。

また、「貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた」(機関2-(1)-④)かとの質問については、「そう思う」が58%、「どちらとも言えない」が42%、「自己評価書の完成度は満足できるものであった」(機関2-(1)-⑤)かとの質問については、肯定的な回答が59%（「強くそう思う」9%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が33%、「そう思わない」が8%であった。いずれについても肯定的な回答が約6割あるものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「法科大学院の自己評価書は理解しやすかった」(評2-(1)-①)か質問したところ、「そう思う」が46%、「どちらとも言えない」が46%、「そう思わない」が8%、「自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた」(評2-(1)-②)かとの質問については、「そう思う」が39%、「どちらとも言えない」が57%、否定的な回答が4%（「そう思わない」2%、「全くそう思わない」2%）であった。肯定的な回答がそれぞれ4割程度にとどまり、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数あることから、対象校が適切に自己評価を行い、かつわかりやすい自己評価書の作成ができたと考えているほどには評価担当者は評価していないことがわかる。

次に、対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった」(機関2-(1)-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」33%、「そう思う」42%）、「どちらとも言えない」が25%であり、対象校の7割以上が肯定的な回答をしており、文字数制限が適切であったと概ね評価されていることがわかる。

②自己評価書の添付資料について

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた」（機関2-（1）-②）か質問したところ、「そう思う」が59%、「どちらとも言えない」が25%、否定的な回答が16%（「そう思わない」8%、「全くそう思わない」8%）であった。対象校の約6割が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数あることから、蓄積していた資料での対応に困難を感じた対象校が少なくなかったことがわかる。

また、「自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った」（機関2-（1）-③）かとの質問については、「そう思う」が25%、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が50%となり、対象校の5割が迷わなかったとしているものの一定数の対象校が用意すべき資料に迷ったことがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた」（評2-（1）-③）か質問したところ、「そう思う」が56%、「どちらとも言えない」が34%、否定的な回答が10%（「そう思わない」5%、「全くそう思わない」5%）であった。評価担当者における肯定的な回答が5割以上を占めるものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

③評価と課題

基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価がなされ、自己評価書がわかりやすいものとなったかについては、対象校は概ね肯定的な評価をしていることがわかるが、評価担当者は対象校ほど評価していない。

自由記述において、評価担当者からは、基準や解釈指針に対応する記述がなされていない対象校もあり、理解しにくかったとの意見も見られた。

自己評価書の添付資料については、対象校においては、どのようなものを用意すべきか迷わなかったとするものは5割であるが、蓄積した資料での対応では困難とするものが6割程度であることから、自己評価書作成段階で苦慮した対象校が少なくなかったことがわかる。一方、評価担当者からは、対象校の添付資料の不足を指摘する意見が見られた。

このような課題は、今後、対象校が評価の経験を積み重ねることにより、徐々に解消される面もあると思われるが、機構としても、研修会や説明会を通じて、機構の定める評価基準に関する対象校の理解をより一層深めることや、特に自己評価書作成に当たっての留意点についての説明を充実するなど、引き続ききめ細かな対応が求められると考えられる。

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

機構が実施する認証評価の趣旨・目的、実施方法等について理解を図るために実施する説明会や、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者等を対象に、認証評価の仕組み、評価方法及び自己評価書の作成方法等について一層の理解を深めてもらうために実施する研修会について、その有効性等の検証を行った。

①認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

対象校に対するアンケート調査において、認証評価説明会に関して、「説明会の内容は役立った」（機関4-③）か質問したところ、肯定的な回答が84%（「強くそう思う」34%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が8%であった。対象校の8割以上が肯定的な回答をしており、説明会がおおよそ有効であったことがわかる。

また、説明会及び配付資料について、「説明会の内容は理解しやすかった」（機関4-②）かとの質問については、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」25%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%、「説明会の配付資料は理解しやすかった」（機関4-①）かとの質問については、肯定的な回答が77%（「強くそう思う」46%、「そう思う」31%）、「どちらとも言えない」が23%であった。説明会の内容、説明会の配付資料、いずれについても、対象校の7割以上が肯定的な回答をしており、説明会の内容及び配付資料は理解しやすかったと概ね評価されていることがわかる。

次に、自己評価担当者等に対する研修会に関して、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った」（機関4-⑥）か質問したところ、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」8%、「そう思う」75%）、「そう思わない」が17%であった。対象校の8割程度が肯定的な回答をしており、研修会がおおよそ有効であったことがわかる。

また、研修会の内容及び配付資料について、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった」（機関4-⑤）かとの質問については、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」8%、「そう思う」75%）、「どちらとも言えない」が17%、「機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った」（機関4-⑦）かとの質問については、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」25%、「そう思う」58%）、「どちらとも言えない」が17%であった。研修会の内容、配付冊子についてはいずれも対象校の8割以上が肯定的に回答しており、おおよそ評価されていることがわかる。

一方、「自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった」（機関4-④）かとの質問については、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」17%、「そう思う」75%）、「どちらとも言えない」が8%であった。対象校の9割程度が肯定的に回答しており、高く評価されていることがわかる。

②評価と課題

認証評価説明会及び自己評価担当者等に対する研修会の内容については、対象校から、おおよそ理解しやすく役立ったとの評価がなされた。

なお、自己評価担当者等に対する研修会の内容は、これまで、評価基準の説明を中心としていたが、平成19年度においては、対象校からの要望等を踏まえ、予備評価において改善を要する点として指摘した事項等、具体的な事例に重点を置いた説明とすることとし、研修会の内容の充実を図った。

また、資料については、説明会、研修会の配付資料及び自己評価実施要項等の冊子について、理解しやすいと概ね評価されている。

説明会、研修会ともに、対象校からは高く評価されているが、自由記述においては、説明会と研修会の内容について差別化を望む意見もあったことから、引き続き内容の充実について留意することが望まれる。

(5) 書面調査・訪問調査について

対象校から提出された自己評価書等に基づき、評価担当者が対象校の状況を分析する書面調査について、分析の方法、分析状況の対象校への伝達内容等が適切であったかについて検証した。また、書面調査の後、対象校を訪問して書面調査では確認できない事項等を中心に調査する訪問調査について、その内容や方法、あらかじめ通知する「訪問調査時の確認事項」の内容が適切であったかなどについて検証を行った。

①書面調査による分析について

評価部会による書面調査の分析結果について事実誤認がないかを確認するため、訪問調査前にその分析状況を「書面調査による分析状況」としてまとめ、当該対象校に通知しているが、対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に提示された、『書面調査による分析状況』の内容は適切であった」（機関2-(2)-①)か質問したところ、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」9%、「そう思う」83%）、「どちらとも言えない」が8%であった。対象校の9割程度が肯定的に回答しており、書面調査の分析結果について高く評価されていることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった」（評2-(1)-④)か質問したところ、「そう思う」が18%、「どちらとも言えない」が50%、否定的な回答が32%（「そう思わない」27%、「全くそう思わない」5%）であった。肯定的な回答が約2割にとどまったものの、どちらとも言えないとする回答が5割となった。

また、書面調査の分析内容を記入するために「機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった」（評2-(1)-⑤)か質問したところ、肯定的な回答が58%（「強くそう思う」3%、「そう思う」55%）、「どちらとも言えない」が30%、「そう思わない」が12%であった。評価担当者の約6割が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

②訪問調査時の確認事項について

訪問調査に先立ち、あらかじめ訪問調査の際に確認したい事項を「訪問調査時の確認事項」としてまとめ対象校に通知しているが、対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に提示された、『訪問調査時の確認事項』の内容は適切であった」（機関2-(2)-②)か質問したところ、肯定的な回答が92%（「強くそう思う」9%、「そう思う」83%）、「そう思わない」が8%であった。対象校の9割程度が肯定的に回答しており、訪問調査時の確認事項の内容について高く評価されていることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「『訪問調査時の確認事項』に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった」（評2-(2)-①)か質問したところ、肯定的な回答が70%（「強くそう思う」3%、「そう思う」67%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が5%であった。評価担当者の7割が肯定的に回答しており、対象校からの回答内容についても概ね評価されていることがわかる。

③訪問調査の実施内容について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。）が質問した内容は適切であった」（機関2-(2)-③)か質問したところ、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」17%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が17%、「そう思わない」が16%であった。また、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった」（機関2-(2)-④)かとの質問については、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」25%、「そう思う」42%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が8%であった。いずれについても対象校の約7割が肯定的に回答しているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

次に、「訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（機関2-(2)-⑤)か質問したところ、肯定的な回答が58%（「強くそう思う」8%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が17%、否定的な回答が25%（「そう思わない」17%、「全くそう思わない」8%）であった。対象校の約6割が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった」（評2-(2)-③)か質問したところ、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」8%、「そう思う」75%）、「どちらとも言えない」が17%であった。また、「訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた」（評2-(2)-②)かとの質問については、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」18%、「そう思う」57%）、「どちらとも言えない」が22%、「そう思わない」が3%であった。訪問調査の実施内容については評価担当者の8割程度、不明点の確認では7割以上がそれぞれ肯定的に回答しており、概ね評価されていることがわかる。

次に、「訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」(評2-(2)-④)かとの質問については、「そう思う」が57%、「どちらとも言えない」が43%であった。評価担当者の約6割が肯定的な回答をしているものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

④訪問調査時の人数・構成等について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった」(機関2-(2)-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」25%、「そう思う」58%）、「どちらとも言えない」が17%であった。対象校の8割程度が肯定的に回答しており、評価担当者の人数及び構成についておおよそ評価されていることがわかる。

次に、「訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う」(機関2-(2)-⑦)か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」17%、「そう思う」58%）、「どちらとも言えない」が25%であった。対象校の7割以上が肯定的に回答しており、評価担当者の質について概ね評価されていることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった」(評2-(2)-⑤)か質問したところ、肯定的な回答が80%（「強くそう思う」18%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が18%、「そう思わない」が2%であった。評価担当者の8割が肯定的に回答しており、評価担当者の人数及び構成についておおよそ評価されていることがわかる。

⑤評価と課題

書面調査において、対象法科大学院の提出物以外に参考となる情報（客観的データ等）が必要であるとした評価担当者は約2割にとどまり、自己評価書及び添付資料で十分であると考えられていることがわかる。

機構が示した書面調査票等の様式については、約6割が記入しやすかったとしているものの、自由記述において、分析に際しての効率化・合理化を望む意見もあったことから、引き続き、書面調査票の様式、分析方法等について検討していくことが望まれる。

なお、書面調査の後、当該対象校に対して送付される「書面調査による分析状況」、「訪問調査時の確認事項」の内容については、対象校から妥当とされている。

訪問調査の実施内容については、対象校、評価担当者ともに妥当であったとしているが、「教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができたか」という点については、対象校及び評価担当者ともに、肯定的な回答が6割程度にとどまっている。

平成 19 年度においては、対象校との共通理解をより一層図るため、これまで訪問調査の初日にのみ行っていた対象校関係者（責任者）との面談を、初日及び最終日（調査結果の説明等を行う前）の 2 回行うこととしたところであるが、自由記述で、対象校からは、評価者と被評価者間のディスカッションの時間を確保できるよう、もう少し時間的余裕をもった訪問調査日程の配慮を求めるなどの意見が見られた。

一方、評価担当者からは、授業見学の対象数の増加を望む意見が見られた。なお、対象校、評価担当者の双方から寄せられた意見として、修了生面談の人選及び方法について配慮を求めるものが見られた。

訪問調査の実施内容に関しては、引き続き、より効果が得られるための工夫について検討することが望まれる。

なお、平成 20 年度においては、評価担当者からの要望を踏まえ、授業見学対象数を増やすため、訪問調査担当委員を分散させ、同一時間帯に実施されている授業科目を 2 つ以上並行して見学することとした。

(6) 評価結果（評価報告書）について

機構の作成した評価報告書の内容や意見申立ての実施方法等が適切なものであったかについて検証を行った。

① 評価報告書の内容について

対象校に対するアンケート調査において、「総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった」（機関5-(1)-⑨）か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」8%、「そう思う」67%）、「どちらとも言えない」が17%、「全くそう思わない」が8%であった。評価報告書の内容全体としては、概ね適切なものとして評価されていることがわかる。

次に、「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった」（機関5-(1)-①）かとの質問をしたところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」33%、「そう思う」42%）、「どちらとも言えない」が17%、「そう思わない」が8%、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった」（機関5-(1)-②）かとの質問については、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」17%、「そう思う」58%）、「どちらとも言えない」が25%であった。いずれも対象校の7割以上が肯定的に回答しており、評価の目的に照らして役立ったと概ね評価されていることがわかる。

一方、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった」（機関5-(1)-③）か質問したところ、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」25%、「そう思う」42%）、「どちらとも言えない」が25%、「全くそう思わない」が8%であった。対象校の約7割が肯定的に回答しているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

また、「評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた」（機関5-(1)-⑦）か質問したところ、肯定的な回答が50%（「強くそう思う」8%、「そう思う」42%）、「どちらとも言えない」が50%であった。肯定的な回答、どちらとも言えないとする回答がそれぞれ5割となった。

次に、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった」（機関5-(1)-④）か質問したところ、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」17%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が8%、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった」（機関5-(1)-⑤）かとの質問については、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」17%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が17%、「そう思わない」が16%であった。いずれ

も対象校の約7割が適切であったと回答しているものの否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

また、「評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった」（機関5-（1）-⑥）か質問したところ、肯定的な回答が58%（「強くそう思う」8%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が17%であった。対象校の約6割が肯定的に回答しているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

さらに、評価報告書の記述について、「評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった」（機関5-（1）-⑧）か質問したところ、肯定的な回答が84%（「強くそう思う」9%、「そう思う」75%）、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が8%であった。対象校の8割以上が肯定的に回答しており、評価報告書の記述についてはおおよそ評価されていることがわかる。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された」（評2-（3）-①）か質問したところ、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」15%、「そう思う」68%）、「どちらとも言えない」が15%、「全くそう思わない」が2%であった。評価担当者の8割程度が肯定的に回答しており、書面調査・訪問調査の内容の評価報告書への反映についておおよそ評価されていることがわかる。

次に、「第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった」（評2-（3）-②）か質問したところ、肯定的な回答が80%（「強くそう思う」15%、「そう思う」65%）、「どちらとも言えない」が20%、「評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の『主な優れた点』、『主な改善を要する点』を記述するという形式は適切であった」（評2-（3）-④）かとの質問については、肯定的な回答が68%（「強くそう思う」7%、「そう思う」61%）、「どちらとも言えない」が32%であった。基準ごとの判断については8割が肯定的に回答し、おおよそ評価されていることがわかる。

一方、優れた点、改善点の記述という形式については約7割の評価担当者が肯定的に回答しているものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

また、「評価結果全体としての分量は適切であった」（評2-（3）-③）か質問したところ、肯定的な回答が63%（「強くそう思う」5%、「そう思う」58%）、「どちらとも言えない」が37%であった。肯定的な回答が6割程度あったものの、どちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

②評価結果の公表について

対象校に対するアンケート調査において、「今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している。」(機関5-(2)-①)か質問したところ、「公表している」が67%、「公表していない」が33%であり、自己評価書については、約7割の対象校(予備評価を除く)が公表している。「評価報告書をウェブサイトなどで公表している」(機関5-(2)-②)かとの質問については、「公表している」が56%、「公表していない」が44%であり、評価報告書については、約6割の対象校(予備評価を除く)が公表していることがわかる。

次に、「評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた」(機関5-(3)-①)か質問したところ、「そう思う」が34%、「どちらとも言えない」が33%、「そう思わない」が33%であった。対象校(予備評価を除く)の肯定的な回答が3割程度にとどまり、否定的又はどちらとも言えないとする回答がそれぞれ同数となっており、適切かどうかについては明確ではないことから、引き続き今後の状況を見守っていく必要がある。

③意見の申立てについて

意見の申立てを行ったか否かに関わらず、すべての対象校に対し、意見の申立ての実施方法等について質問を行った。(今回の認証評価(予備評価含む)を実施した12校のうち、意見の申立てを行ったのは3校)

まず、「意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった」(機関2-(3)-①)か質問したところ、肯定的な回答が75%('強くそう思う'17%、「そう思う」58%)、「どちらとも言えない」が25%、「『意見の申立ての内容及びその対応』を評価報告書に掲載したことは適切であった」(機関2-(3)-②)かとの質問については、肯定的な回答が67%('強くそう思う'34%、「そう思う」33%)、「どちらとも言えない」が33%であった。意見の申立ての実施方法及び意見の申立ての内容や対応の評価報告書への記載のいずれについても、対象校の約7割が肯定的に回答しておりそれぞれ概ね評価されていることがわかる。

次に、「貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった」(機関2-(3)-③)か質問したところ、「そう思う」が25%、「どちらとも言えない」が50%、「全くそう思わない」が25%であった。意見の申立てに対する機構の対応については、肯定的な回答が2割程度にとどまり、どちらとも言えないとする回答が5割を占めている。

④評価と課題

評価報告書の内容について、対象校からは、総じて適切であり、教育活動等の質の保証、改善の促進、社会からの理解・支持を得るために十分なものであるとも

に、各対象校の目的、実態に即したものであるとの評価を得ており、評価報告書の記述についてもおおよそ分かりやすいとの評価がなされた。

しかしながら、教育活動等に関して新たな視点が得られたかどうか、報告書の内容が対象校の規模等を考慮したものになっていたかについては、肯定的な回答が6割以下となっている。自由記述において、対象校からは、評価結果は実態を反映する適切なものであり、改善点については教育活動等の改善に役立つ面があるという意見があったものの、独自の工夫で努力しているところをもっと積極的に評価してほしいなどの意見もあったことから、この点について引き続き、配慮する必要がある。

次に、評価結果の公表に関して、自己評価書については対象校の約7割が、評価報告書については対象校の約6割がを公表していると回答している。なお、マスメディア等による報道の適切性については、肯定的な回答が3割程度にとどまった。この点について、機構として平成19年度が初めての法科大学院認証評価結果の公表であり、記者会見の場で機構の行う評価の趣旨や内容について説明した上で、認証評価の評価結果を発表しているものの、法科大学院認証評価制度の意義等に関してマスメディアの理解がまだ十分であるとはいえないことが考えられる。今後も引き続き、法科大学院認証評価制度や機構の行う評価の趣旨や内容について社会の理解が得られるよう、分かりやすく説明していくことが望まれる。

意見申立てについての一連の実施方法の妥当性については、対象校の7割以上から肯定的な回答を得ており、概ね評価されている。なお、「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することについても対象校の約7割から肯定的な回答を得ており、概ね評価されている。しかしながら、今回は一回目の本評価であり、意見申し立てにおいて機構と大学とで評価基準と大学の教育内容との対応について解釈の相違が顕在化したところがあり、アンケートの自由記述では、意見申し立てにおいてその溝が十分には埋まらなかったことを窺わせる。今後、評価が定着していくことで、評価基準などの認識の相違は減るとは思われるが、訪問調査の有効性をよりいっそう高めていくことへの大学の要望もあり、検討が必要である。

一方、評価担当者からは、評価報告書の内容について、書面調査、訪問調査の内容が評価結果に反映されたと評価されており、評価報告書の構成、評価結果の表し方については、妥当であるとの回答であった。

しかしながら、評価結果全体としての分量については、肯定的な意見が6割程度にとどまり、自由記述においても、評価基準に沿った評価の必要性は感じるものの、多いという意見が見られた。

(7) 評価を受けたことによる効果・影響について

今回の評価のために自己評価を実施したことや評価結果を受けたことが、対象校にとってどのような効果・影響を与えたかについて検証を行った。

①自己評価を行ったことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、認証評価を受けるに当たって自己評価を行ったことによる効果や影響に関して、「貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた」(機関6-(1)-①)かとの質問については、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」33%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が17%、「貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた」(機関6-(1)-②)かとの質問については、肯定的な回答が83%（「強くそう思う」33%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が17%であった。いずれも対象校の8割程度が肯定的に回答しており、それぞれ、おおよそ評価されていることがわかる。

次に、教職員の意識への効果・影響について、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した」(機関6-(1)-⑨)か質問したところ、肯定的な回答が59%（「強くそう思う」34%、「そう思う」25%）、「どちらとも言えない」が33%、「全くそう思わない」が8%、「各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した」(機関6-(1)-④)かとの質問については、肯定的な回答が59%（「強くそう思う」17%、「そう思う」42%）、「どちらとも言えない」が33%、「そう思わない」が8%、「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した」(機関6-(1)-⑩)かとの質問については、肯定的な回答が50%（「強くそう思う」25%、「そう思う」25%）、「どちらとも言えない」が50%、「教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した」(機関6-(1)-③)かとの質問については、肯定的な回答が84%（「強くそう思う」17%、「そう思う」67%）、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が8%であった。教育活動等の組織的運営の重要性の浸透については8割以上が肯定的に回答しており、おおよそ評価されていることがわかるが、自己評価の重要性の浸透及び各教員の教育への取組の意識向上については約6割、評価に関する教職員の知識や技術が向上については5割にとどまった。

さらに、「貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した」(機関6-(1)-⑤)か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」25%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が17%、「そう思わない」が8%、「貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した」(機関6-(1)-⑦)かとの質問については、肯定的な回答が59%（「強くそう思う」17%、「そう思う」42%）、「どちらとも言えない」が33%、「全くそう思わない」が8%であった。教育活動等の改善推進については対象校の

7割以上が肯定的な回答をしており、概ね評価されているが、マネジメントの改善促進については、肯定的な回答が約6割にとどまり、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

なお、「貴法科大学院の個性的な取組を促進した」(機関6-(1)-⑧)かとの質問については、肯定的な回答が50%（「強くそう思う」17%、「そう思う」33%）、「どちらとも言えない」が33%、「そう思わない」が17%であり、肯定的な回答は5割にとどまった。

また、「貴法科大学院の将来計画の策定に役立った」(機関6-(1)-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」17%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が8%となり、約7割が肯定的な回答をしており、概ね評価されていることがわかる。

②評価結果を受けたことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、評価結果を受けて今後どのような効果・影響があるかについて、「貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる」(機関6-(2)-①)か質問したところ、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」34%、「そう思う」33%）、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が8%、「貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる」(機関6-(2)-②)かとの質問については、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」25%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が17%、「そう思わない」が8%であった。全般的な把握については約7割、今後の課題の把握については7割以上の対象校が肯定的な回答をしており、概ね評価されていることがわかる。

次に、教職員の意識への効果、影響について、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」(機関6-(2)-⑨)か質問したところ、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」25%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が17%、「教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する」(機関6-(2)-③)かとの質問については、肯定的な回答が75%（「強くそう思う」25%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が25%、「評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する」(機関6-(2)-⑩)かとの質問については、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」34%、「そう思う」33%）、「どちらとも言えない」が33%、「各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する」(機関6-(2)-④)かとの質問については、肯定的な回答が59%（「強くそう思う」17%、「そう思う」42%）、「どちらとも言えない」が33%、「そう思わない」が8%であった。

自己評価の重要性の教職員への浸透及び教育活動等の組織的運営の重要性の教職員

への浸透については対象校の7割以上、評価に関する教職員の知識や技術の向上については約7割が肯定的に回答しており、概ね評価されていることがわかる。

一方、各教員の教育活動等への取組の意識向上については約6割が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

また、「教職員に評価結果の内容が浸透する」(機関6-(2)-⑩)か質問したところ、肯定的な回答が67%、「強くそう思う」34%、「そう思う」33%、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が8%であった。対象校の約7割が肯定的に回答をしており評価結果の教職員の浸透については、概ね評価されていることがわかる。

さらに、「貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する」(機関6-(2)-⑤)かとの質問については、肯定的な回答が75%、「強くそう思う」17%、「そう思う」58%、「どちらとも言えない」が25%、「貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する」(機関6-(2)-⑦)かとの質問については、肯定的な回答が50%、「強くそう思う」17%、「そう思う」33%、「どちらとも言えない」が42%、「そう思わない」が8%であった。教育活動等の改善促進については7割以上が肯定的な回答をしており、概ね評価されているが、マネジメントの改善促進については、肯定的な回答が5割にとどまり、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

また、「貴法科大学院の個性的な取組を促進する」(機関6-(2)-⑧)かとの質問については、肯定的な回答が50%、「強くそう思う」17%、「そう思う」33%、「どちらとも言えない」が25%、否定的な回答が25%、「そう思わない」17%、「全くそう思わない」8%であり、肯定的な回答は5割にとどまった。

なお、「貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ」(機関6-(2)-⑥)か質問したところ、肯定的な回答が67%、「強くそう思う」17%、「そう思う」50%、「どちらとも言えない」が25%、「そう思わない」が8%となり、約7割が肯定的に回答しており、概ね評価されていることがわかる。

続いて、「貴法科大学院の教育活動等の質が保証される」(機関6-(2)-⑫)かとの質問については、肯定的な回答が75%、「強くそう思う」17%、「そう思う」58%、「どちらとも言えない」が17%、「そう思わない」が8%であった。対象校の7割以上が肯定的に回答しており、評価結果による質の保証については概ね評価されていることがわかる。

次に、「学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる」(機関6-(2)-⑬)か質問したところ、肯定的な回答が50%、「強くそう思う」17%、「そう思う」33%、「どちらとも言えない」が42%、「全くそう思わない」が8%、「広く社会の理解と支持が得られる」(機関6-(2)-⑭)かとの質問については、肯定的な回答

が50%（「強くそう思う」33%、「そう思う」17%）、「どちらとも言えない」が42%、「全くそう思わない」が8%であった。いずれについても肯定的な回答が半数にとどまっており、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数を占めた。

また、「他大学の評価結果から優れた取組を参考にする」（機関6-（2）-⑮）かとの質問については、肯定的な回答が50%（「強くそう思う」17%、「そう思う」33%）、「どちらとも言えない」が50%であり、肯定的な回答が5割にとどまっている。

③評価結果の活用について

機構の評価を受けたことを契機に、実施を予定している（または実施済みの）変更・改善の取組として、対象校から次の事例が挙げられた。なお、文末【 】内の数字は、変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度を示す。

【5：非常に参考になった～3：参考となった～1：あまり参考とらなかった】

（第2章）「教育内容」

- ・ 【基準2-1-2】 授業科目の一部を整理・廃止した。【4】
- ・ 【基準2-1-2】 一部の授業科目は、その性質上、開講年度、内容、担当教員等を特定できないものであり、また通常の授業で本来扱うべき内容を補充する目的で開講を予定しているものではない。厳格な運用を前提としてカリキュラムに組み込まれたものである。しかし、上記授業科目の在り方については、将来構想委員会で検討を加えていくことにしている【2】
- ・ 【基準2-1-2】 一部の授業科目について、教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複しているため、同授業科目が基礎法学・隣接科目群に属する科目であることを一層明確にするため、今年度から同授業科目の内容を改めた。【4】
- ・ 【基準2-1-2】 一部の授業科目で単純な科目配置ミスがあり、同科目をすでに規程改正により適切に配置した。【5】
- ・ 【基準2-1-2】 一部の授業科目を適切な科目群に属する科目であることを一層明確にするため、今年度から同授業科目の内容を改めた。【3】
- ・ 【基準2-1-2】 授業科目にふさわしい教育内容に改めるよう検討を開始した。【4】

（第3章）「教育方法」

- ・ 【基準3-1-1】 及び【基準3-1-2】 同時に受講する学生数が80名を超えないようにクラスを分割した。【5】
- ・ 【基準3-2-1】 試験期間を工夫するなど、十分な時間の確保について配慮

するよう検討した。【4】

(第4章)「成績評価及び修了認定」

- ・ 【基準4-1-1】過年度試験制度は廃止した。【5】
- ・ 【基準4-1-1】正課外の成績を考慮要素としているようなことが生じないようにガイドラインを定め確認した。【5】
- ・ 【基準4-1-1】平常点の採点方法について、予定された配点割合を超えないことを教員間の共通の認識とした。【5】
- ・ 【基準4-1-1】すべての授業科目について、成績評価における考慮要素を学生便覧やシラバス等で周知するように改善した。【4】
- ・ 【基準4-1-1】厳正で客観的な成績評価を行うべく「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」を策定し、同内容の遵守について周知を図ってきたが、今後は、問題となった教員のみならず、全教員にあらためて周知徹底を図った。【3】
- ・ 【基準4-1-2】教育連携による単位互換科目の単位認定について、教育課程の一体性を損なわないよう、本法科大学院独自の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定する必要があるため、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定するよう改める方向で検討している。【5】
- ・ 【基準4-3-1】既修得科目の認定に問題がある科目の既修得単位の認定を廃止した。【5】

(第6章)「入学者選抜等」

- ・ 【基準6-1-4】次年度以降の入試について、併願者の選抜において法律科目試験の結果を参考にしない新たな入試制度を定め、早急にホームページ等で公表する予定である。【4】

(第8章)「教育組織」

- ・ 【基準8-1-1】及び【基準8-1-2】適切な教員の配置が不十分であったため担当科目に関連する業績を厳格に審査し、疑わしい場合や業績が不足する教員の採用を行わないこと、現に専任教員である者に対しては業績を怠ることのないよう指示するとともに、十分な業績がない者に対しては研究計画を出させて適切な指導を行うとともに、研究に専念できる環境を用意することとした。【4】
- ・ 【基準8-1-1】及び【基準8-1-2】一部の専任教員並びに一部の兼任教員及び兼任教員の専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋す

る法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が学内外に開示されていないことから、上記開示をホームページで行う準備を開始した。【5】

(第9章)「管理運営等」

- ・ 【基準9-2-1】平成19年度のアカデミック・ディベロップメントの状況についてホームページ上で開示した。【5】
- ・ 【基準9-4-1】試験答案の保管場所の拡充・強化。【5】

(第10章)「施設、設備及び図書館等」

- ・ 【基準10-1-1】自習室を移動し、教室等と同じ棟に配置した。【4】

④評価と課題

対象校が自己評価を行ったことによる効果・影響については、教育活動等の状況や課題の把握に役立ち、教育活動等の改善の促進につながるなどの効果・影響があったことがわかる。

一方、教職員の意識への効果・影響については、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透、教育活動等の改善促進については、概ね効果・影響があったとするものの、自己評価の重要性の浸透、教育活動等への取組の意識向上やマネジメントの改善促進、対象校の個性的な取組の促進などへの効果・影響があったとするまでには至っておらず、各対象校での今後の取組が期待される。

次に、評価結果を受けたことによる効果・影響については、教育活動等の状況や今後の課題の把握に役立ち、教育活動等の改善促進につながる、教育活動等の質が保証されるなどの効果・影響があったことがわかる。

一方、教職員の意識への効果・影響については、自己評価の重要性の浸透、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透、教育活動等の改善促進、評価結果の内容の浸透、対象校の将来計画の策定については、概ね効果・影響があったとするものの、マネジメントの改善促進、対象校の個性的な取組の促進などへの効果・影響があったとするまでには至っておらず、各対象校での今後の取組が期待される。

また、学生（今後入学する学生を含む）及び社会の理解と支持への効果・影響については、肯定的な回答をした対象校が半数にとどまり、必ずしも理解が得られているとは考えられていないことから、引き続き認証評価制度や機構の行う評価に対する社会の認知度を高めていく必要がある。

評価結果の活用については、対象校から多くの改善取組事例が挙げられていることから、対象校が評価を手段として捉え、それに対応して教育活動等の改善・向上に取り組んでいることがわかる。

(8) 評価の作業量・スケジュール等について

今回の評価の実施に係る作業量や作業期間がどうであったかを対象校、評価担当者の双方について検証を行った。

①対象校から見た作業量・スケジュール等

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の作成」(機関3-(1)-①)、「訪問調査の前に提示された『訪問調査時の確認事項』への対応」(機関3-(1)-②)、「訪問調査のための事前準備」(機関3-(1)-③)、「訪問調査当日の対応」(機関3-(1)-④)、「意見の申立て」(機関3-(1)-⑤)に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、「自己評価書の作成」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が92%（「とても大きい」59%、「大きい」33%）、「適当」が8%であり、9割程度の対象校が「大きい」としている。また、作業期間は、「長い」とする回答が50%（「とても長い」42%、「長い」8%）、「適当」が25%、「短い」が25%であり、5割の対象校が「長い」としている。

次に、「訪問調査の前に提示された『訪問調査時の確認事項』への対応」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が67%（「とても大きい」25%、「大きい」42%）、「適当」が33%であり、約7割の対象校が「大きい」としている。また、作業期間は、「確認事項」の送付から回答まで3～4週間程度の期間を設けているが、これについて、「長い」が42%（「とても長い」25%、「長い」17%）、「適当」が50%、「短い」とする回答が8%であり、5割の対象校が「適当」であるとしている。

続いて、「訪問調査のための事前準備」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が83%（「とても大きい」25%、「大きい」58%）、「適当」が17%となり、「適当」が約2割にとどまった。また、作業期間は、1ヶ月程度の期間を設けているが、これについて、「長い」が42%（「とても長い」25%、「長い」17%）、「適当」が58%であり、対象校の約6割が「適当」であるとしている。

「訪問調査当日の対応」に関して、作業量については、「大きい」が34%（「とても大きい」25%、「大きい」9%）、「適当」が58%、「小さい」とする回答が8%であり、約6割の対象校が「適当」であるとしている。また、作業期間については、「とても長い」が25%、「適当」が67%、「とても短い」が8%となり、約7割の対象校が「適当」であるとしている。

さらに、「意見の申立て」に関して、作業量については、「大きい」が10%、「適当」が90%となり、対象校の9割が「適当」であるとしている。また、作業期間は、全ての対象校が「適当」であるとしている。

・評価作業に費やした労力

対象校に対するアンケート調査において、評価作業に費やした労力は、「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という3つの目的に照らして、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった」（機関3-（2）-①）か質問したところ、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」17%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が8%、「そう思わない」が25%、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるといふ目的に見合うものであった」（機関3-（2）-②）かとの質問については、肯定的な回答が58%（「強くそう思う」25%、「そう思う」33%）、「どちらとも言えない」が17%、否定的な回答が25%（「そう思わない」17%、「全くそう思わない」8%）であった。「質の保証」については約7割、「改善の推進」については約6割の対象校が肯定的な回答をしているものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られる。

一方、「評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るといふ目的に見合うものであった」（機関3-（2）-③）かとの質問については、肯定的な回答が50%（「強くそう思う」25%、「そう思う」25%）、「どちらとも言えない」が25%、否定的な回答が25%（「そう思わない」17%、「強くそう思わない」8%）であった。肯定的な回答が半数を占めたものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られた。

・評価のスケジュール

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書の提出時期（6月末）は適当であった」（機関3-（3）-①）か質問したところ、「適当である」が83%、「適当でない」が17%との回答であった。

また、「訪問調査の実施時期（10月下旬～12月上旬）は適当であった」（機関3-（3）-②）かとの質問については、「適当である」が83%、「適当でない」が17%との回答であった。

自己評価書の提出時期、訪問調査の実施時期ともに、対象校の8割程度が適当であるとしている。

②評価担当者から見た作業量・スケジュール等

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書の書面調査」（評4-（1）-①）、「訪問調査への参加」（評4-（1）-②）、「評価報告書原案の作成」（評4-（1）-③）に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、「自己評価書の書面調査」に関して、作業量については、「大きい」とする回答が90%（「とても大きい」47%、「大きい」43%）、「適当」が10%であり、9割の評価担当者が「大きい」としている。また、作業期間は、7月からの約1ヶ月間を設定しているが、これについて「長い」とする回答が47%（「とても長い」20%、「長い」27%）、「適当」が24%、「短い」が29%（「短い」24%、「とても短い」5%）であり、約5割の評価担当者が「長い」としている。

次に、「訪問調査への参加」では、作業量については、「大きい」とする回答が23%、「適当」が77%であり、約8割の評価担当者が「適当」であるとしている。また、作業期間については、1校あたり延べ2日間の日程としているが、「長い」とする回答が13%（「とても長い」5%、「長い」8%）、「適当」が79%、「短い」が8%であり、約8割の評価担当者が「適当」であるとしている。

さらに、「評価報告書原案の作成」では、作業量については、「大きい」とする回答が23%（「とても大きい」3%、「大きい」20%）、「適当」が72%、「小さい」が5%であり、「適当」とする評価担当者が約7割となった。また、作業期間については、12月からの約2ヶ月を設定しているが、「長い」が15%（「とても長い」3%、「長い」12%）、「適当」が75%、「短い」が10%であり、「適当」が7割以上となった。

・評価に費やした労力

評価担当者的に対するアンケート調査において、評価に費やした労力が「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして、「評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった」（評4-（2）-①）かとの質問については、肯定的な回答が63%（「強くそう思う」3%、「そう思う」60%）、「どちらとも言えない」が32%、「そう思わない」が5%、「評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった」（評4-（2）-②）かとの質問については、肯定的な回答が67%（「強くそう思う」5%、「そう思う」62%）、「どちらとも言えない」が30%、「そう思わない」が3%、「評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」（評4-（2）-③）かとの質問については、肯定的な回答が55%（「強くそう思う」5%、「そう思う」50%）、「どちらとも言えない」が37%、「そう思わない」が8%であった。「質の保証」、「改善の促進」については肯定的な回答が6割程度、「社会の理解と支持」については5割以上あるものの、否定的又はどちらとも言えないとする回答も一定数見られた。

③評価と課題

・対象校から見た作業量・スケジュール等

評価に費やした作業のうち、自己評価書の作成について、9割以上の対象校は作業量が大きいのとしており、作業期間については長いとする回答が5割を占めた。自由記述においても、機構の定める様式への入力に時間を要したとする意見もあり、引き続き作業量を軽減するための工夫を図ることが望まれる。

訪問調査に関しては、「訪問調査時の確認事項」の対応について、作業期間については5割の対象校が適当であるとしたものの、作業量については、大きいとする回答が約7割となった。また、「訪問調査のための事前準備」については、作業期間は、約6割の対象校が適当であるとしたものの、作業量について大きいとする回答が8割以上となった。自由記述において、提出書類の不備や理解不足などの自省の意見もあったことから、これについても引き続き対象校の理解を深めるため、これまでに実施した評価の経験の蓄積を説明会や研修会の場を通じて伝えることが重要であると考えられる。

訪問調査当日の対応については、作業量については約6割、作業期間については約7割の対象校が適当であるとの回答であった。

なお、意見の申立てに関しては、作業量については9割、作業期間については全ての対象校が適当であるとした。

・評価担当者から見た作業量、スケジュール等

評価に費やした作業のうち、自己評価書の書面調査については、9割の評価担当者が作業量が大きいのとしており、作業期間については長いとする回答が約5割を占めた。自由記述においても、作業負担と書面調査の提出期限についての改善を求める意見が複数あったことから、引き続き作業量を軽減するための工夫を図ることが望まれる。

また、訪問調査の参加、評価報告書原案の作成については、作業量、期間ともに7割以上の評価担当者が適当であるとしており、概ね評価されている。

評価に費やした労力が評価に見合うものであったかについては、教育活動等に関して、「質の保証」については6割以上、「改善の促進」については約7割、「社会の理解と支持」については5割以上の評価担当者が肯定的な回答であり、概ね評価されているが、いずれについても否定的又はどちらとも言えないとする回答が一定数見られた。

評価に費やした労力が評価に見合うものであったかについては、「質の保証」「改善の促進」「社会の理解と支持」の3つの目的に照らして、「質の保証」については約7割、「改善の促進」については約6割の対象校が労力は目的に見合うものであるとしているが、「社会の理解と支持」についての肯定的な回答は5割にとどまった。これは、機構が実施する法科大学院認証評価が平成19年度から本評価を開始し、初めて評価結果を公表したこと、一部、評価結果を公表しない予備評価段階の対象校がアンケート調査対象であることも一因と思われることから今後も引き続き留意する必要がある。

評価のスケジュールに関しては、自己評価書の提出時期、訪問調査の時期のいずれについても、8割程度の対象校が適当であるとしており、おおよそ評価されていることがわかる。

(9) 評価についての全般的な意見・感想

(1)～(8)に挙げたもののほか、評価全般について、対象校及び評価担当者から、主に次のような意見・感想があった。

・対象校からの意見・感想

対象校から寄せられた意見・感想においては、認証評価機関として機構を選択した理由について、「最も信頼性が高い評価機関であると考えた」、「大学機関別認証評価を機構で受けたため」、「厳格かつ適正な認証評価を受けたいと考えたため」などが挙げられた。

機構の評価を受けた感想としては、「全体のバランスに配慮した妥当な評価」、「実際の評価の過程及び結果は、その期待に沿うものであった。」など、期待どおりであったとする感想が寄せられた。

また、「法科大学院を一律の型にはめる評価ではなく、独自の工夫や努力を励ます評価をして欲しい」、「法科大学院認証評価の結果を援用し、法人評価、認証評価が重複しないよう配慮願いたい」などの意見も寄せられた。

・評価担当者からの意見・感想

評価担当者から寄せられた意見・感想においては、「評価する側の立場を理解することができたのは、評価される立場からは収穫であった」、「法科大学院において運営上苦勞されている点や工夫されている点をよく理解でき、法科大学院を卒業した司法修習生の指導に当たる立場としては、大変参考になった」など、評価作業を通じて得られたものがあるとする感想が複数寄せられた。

この他、今後の機構の評価に関して、「基準を守ることが『教育の質』を向上させることにつながるような、内容にふみこんだ基準や指針が必要と感じた」、「どのような点が良いと感じたかを積極的に伝えていくような仕組みの構築が望まれる」、「ピアレビューの長所を実感できたが、現在の法科大学院の置かれている状況（学生定員数に対する新司法試験合格者数、人的・物的資源の不足）を考えると評価しにくい面があった」などの意見・感想も寄せられた。

3. 総括

本報告書では、アンケート調査した項目のうち、主要な9つの事項、すなわち、「(1) 基準及び解釈指針について」「(2) 評価担当者に対する研修について」「(3) 自己評価書について」「(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について」「(5) 書面調査・訪問調査について」「(6) 評価結果(評価報告書)について」「(7) 評価を受けたことによる効果・影響について」「(8) 評価の作業量・スケジュール等について」「(9) 評価についての全般的な意見・感想」について、整理・分類し、分析・評価した結果をまとめている。以下にその概要を述べ総括する。

(1) 基準及び解釈指針の構成や内容については、対象校及び評価担当者双方から、法科大学院の教育活動等の「質の保証」「改善の促進」という評価の目的に照らして適切であると評価され、教育活動を中心に設定していることについても、適切であると評価されている。一方、「教育活動等について社会からの理解と支持」を得るという目的に照らしては、概ね適切であったとしているものの、「質の保証」「改善の促進」という目的に比べて肯定的な回答が少なかった。これは、機構が実施する法科大学院認証評価が平成19年度から本評価を開始し、初めて評価結果を公表したこと、及び評価結果を公表しない予備評価段階の対象校がアンケート調査対象であることが一因であると思われるが、法科大学院の「教育活動等について社会からの理解と支持」を得るという目的に照らして適切であったかについては、評価結果の公表方法等を含め、今後も引き続き検討・工夫をしていく必要がある。

また、具体の基準及び解釈指針については、対象校及び評価担当者双方から評価しにくいものがあるとする回答が一定数見られたことから、今後も説明会、研修会等で詳細かつ明快に説明していくとともに、基準及び解釈指針の表現の適切性等について引き続き検討していくことが必要である。

(2) 評価担当者に対する研修については、研修の内容については、配付資料や説明内容が理解しやすく役立ったとの回答が多数であり、有効であったことが窺える。

また、研修の時間、長さについては、概ね適切であると評価されているが、評価経験の差を踏まえた研修内容の工夫など、引き続き研修内容の充実を図っていく必要がある。

(3) 自己評価書については、自己評価書の記述の適切性、わかりやすさ等について、対象校と評価担当者間で認識の差があることがわかった。

また、自己評価書の添付資料については、対象校からは、資料の収集、選択に困難を感じるという意見があり、評価担当者からは、不備・不足があったとする指摘や提示方法の改善を求める意見があった。これに対しては、対象校が評価の経験を積むにつれて

徐々に解消されることを期待しつつ、引き続き、自己評価実施要項に関する対象校の理解をより一層深めることや、特に自己評価書作成に当たっての留意点について説明を充実することが必要である。

なお、自己評価書の文字数制限については、十分な量であったと概ね評価されている。

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会については、対象校からおおよそ理解しやすく役立ったとの評価がなされている。また、資料については、説明会の配付資料、自己評価実施要項等の冊子及び研修会の配付資料ともに理解しやすく役立ったとの評価がされている。

なお、平成 19 年度に実施した平成 20 年度評価対象校に対する自己評価担当者等に対する研修会においては、研修内容について対象校からの要望を踏まえ、予備評価において改善を要する点として指摘した事項等、具体的な事例に重点を置いた説明とすることとし、研修会の内容充実を図った。今後も引き続き認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会の内容充実について留意していくことが望まれる。

(5) 書面調査については、対象校からは、訪問調査の前に提示される「書面調査による分析状況」及び「訪問調査時の確認事項」のいずれの内容についても肯定的に評価されている。一方、評価担当者からは、必要資料は自己評価書及び添付資料で十分であるものの、機構が示した書面調査票の様式について工夫を望む意見も寄せられていることから、引き続き様式について検討する必要がある。

訪問調査の実施内容に関しては、対象校及び評価担当者双方から妥当であると評価されている。しかしながら、平成 19 年度においては、対象校との共通理解をより一層図るため、対象校関係者（責任者）との面談を 2 回行うこととしたものの、肯定的な回答が 6 割程度にとどまったことから、訪問調査の実施内容については、引き続き、より効果が得られるための工夫について検討することが望まれる。

(6) 評価結果（評価報告書）については、対象校から、内容は総じて適切であり、それぞれの教育活動等の質の保証、改善の促進、社会からの理解・支持を得るために十分なものであるとともに、各対象校の目的、実態に即して適切であると評価され、その記述についてもおおよそ分かりやすいとの評価を得た。

しかしながら、教育活動等に関して新たな視点が得られたかどうか、報告書の内容が対象校の規模を考慮したものになっていたかについては、必ずしも対象校からは十分な評価が得られていない。また、評価結果の公表に関して、マスメディア等の報道の適切性については十分でないとの評価されており、法科大学院認証評価制度や機構の行う評価の趣旨や内容についての社会の理解が得られるよう、引き続き検討していくことが望まれる。

一方、評価担当者からは、書面調査、訪問調査の内容が評価結果に反映されていると評価されており、評価報告書の構成、結果の表し方についても適切であるとされている。

(7) 対象校が自己評価を行ったことによる効果・影響については、教育活動等の状況や課題の把握に役立ち、教育活動等の改善の促進につながるなどの効果・影響があったことがわかる。

一方、教職員の意識への効果・影響については、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透、教育活動等の改善促進については、概ね効果・影響があったとするものの、自己評価の重要性の浸透、教育活動等への取組の意識向上やマネジメントの改善促進、対象校の個性的な取組の促進などへの効果・影響があったとするまでには至っておらず、各対象校での今後の取組が期待される。

次に、評価結果を受けたことによる効果・影響については、教育活動等の状況や今後の課題の把握に役立ち、教育活動等の改善促進につながる、教育活動等の質が保証されるなどの効果・影響があったことがわかる。

一方、教職員の意識への効果・影響については、自己評価の重要性の浸透、教育活動等の組織的運営の重要性の浸透、教育活動等の改善促進、評価結果の内容の浸透、対象校の将来計画の策定については、概ね効果・影響があったとするものの、マネジメントの改善促進、対象校の個性的な取組の促進などへの効果・影響があったとするまでには至っておらず、機構において評価結果の公表方法等の工夫について引き続き検討を行うとともに、各対象校での今後の取組が期待される。

また、学生（今後入学する学生を含む）及び社会の理解と支持への効果・影響については、必ずしも効果・影響があったとは考えられていないことから、引き続き、法科大学院認証評価制度や機構の行う評価に対する理解・支持を得るための検討が必要である。

評価結果の活用については、各対象校が教育活動等の改善・向上に取り組んでいることがわかる。

(8) 評価の作業量・スケジュール等については、対象校では、自己評価書作成の作業量が大いと考えている。これについては、対象校が評価の経験を重ねることにより作業も効率化されると考えられるが、引き続き、説明会、研修会の場を通じて、対象校の理解を深めるために、これまでに実施した評価の経験の蓄積を伝え、作業がより効率的になるように工夫を図っていくことが必要である。なお、訪問調査当日の対応、意見の申立に関しては、概ね適当であるとしている。

次に評価担当者では、自己評価書の書面調査の作業量が大いと感じており、引き続き、書面調査に当たる評価担当者の作業量を軽減するための工夫を図ることが望まれる。訪問調査の参加、評価報告書の原案作成に関しては、概ね適当であるとしている。

評価作業に費やす労力については、対象校、評価担当者とも、「質の保証」「改善の促

進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に概ね見合うものであると評価されている。ただし、「社会の理解と支持」という目的に関しては、評価担当者、対象校とも肯定的な回答が半数程度にとどまることから、引き続き留意する必要がある。

(9) 評価についての全般的な意見・感想については、対象校から、機構の評価を受けた感想として、全体のバランスに配慮した妥当な評価であったなど、期待どおりであったとする感想が多く寄せられたほか、法科大学院を一律の型にはめる評価ではなく、法科大学院独自の工夫や努力を評価してほしいなどの意見も寄せられた。

評価担当者においては、機構の評価作業を通じて得られたものがあるとする感想が寄せられたほか、ピアレビューの長所を実感できたが、現在の法科大学院の置かれている状況を考えると評価しにくい面があったなどの意見も寄せられた。

今回の検証によって、各法科大学院における評価への積極的な取組、改善に向けた努力、そして成果が確認された。一方で、評価作業の負担軽減を図るとともに、各法科大学院の取組を適切に社会に示すことにより、法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、検討していく必要性も示唆された。

参考資料 目次

- 1 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【対象校】
- 6 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙【評価担当者】

※ なお、アンケートの自由記述については、原則、原文をそのまま掲載した。（ただし、具体の法科大学院や個人等が特定されるものについては、特定できないような表現に改めた上で掲載した。）

平成19年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート
(対象校)【法科大学院】

1. 評価基準及び解釈指針について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった	1	9	1	1	0	12
		9%	75%	8%	8%	0%	100%
機関1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	1	10	0	1	0	12
		8%	84%	0%	8%	0%	100%
機関1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	2	6	3	1	0	12
		17%	50%	25%	8%	0%	100%
機関1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	2	10	0	0	0	12
		17%	83%	0%	0%	0%	100%

【2:ある 1:ない】

		2	1	計
機関1-	⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった	7	5	12
		58%	42%	100%
機関1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	1	10	11
		9%	91%	100%

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関2-(1)-	① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	1	9	2	0	0	12
		8%	75%	17%	0%	0%	100%
機関2-(1)-	② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	0	7	3	1	1	12
		0%	59%	25%	8%	8%	100%
機関2-(1)-	③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	0	3	3	6	0	12
		0%	25%	25%	50%	0%	100%
機関2-(1)-	④ 貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた	0	7	5	0	0	12
		0%	58%	42%	0%	0%	100%
機関2-(1)-	⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	1	6	4	1	0	12
		9%	50%	33%	8%	0%	100%
機関2-(1)-	⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった	4	5	3	0	0	12
		33%	42%	25%	0%	0%	100%

【2:参考にした 1:参考にしなかった】

		2	1	計
機関2-(1)-	⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他大学の自己評価書を参考にした	3	9	12
		25%	75%	100%

(2) 訪問調査等について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関2-(2)-	① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	1	10	1	0	0	12
		9%	83%	8%	0%	0%	100%
機関2-(2)-	② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	1	10	0	1	0	12
		9%	83%	0%	8%	0%	100%
機関2-(2)-	③ 訪問調査時に機構の評価担当者(事務担当者を除く。以下同様)が質問した内容は適切であった	2	6	2	2	0	12
		17%	50%	17%	16%	0%	100%
機関2-(2)-	④ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談)は適切であった	3	5	3	1	0	12
		25%	42%	25%	8%	0%	100%
機関2-(2)-	⑤ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	1	6	2	2	1	12
		8%	50%	17%	17%	8%	100%
機関2-(2)-	⑥ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	3	7	2	0	0	12
		25%	58%	17%	0%	0%	100%
機関2-(2)-	⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	2	7	3	0	0	12
		17%	58%	25%	0%	0%	100%

(3)意見の申立てについて

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

	5	4	3	2	1	計
機関2-(3) ① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	2	7	3	0	0	12
	17%	58%	25%	0%	0%	100%
機関2-(3) ② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載したことは適切であった	4	4	4	0	0	12
	34%	33%	33%	0%	0%	100%
機関2-(3) ③ 貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	0	1	2	0	1	4
	0%	25%	50%	0%	25%	100%

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1)評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

<作業量>

【5:とても大きい～3:適当～1:とても小さい】

	5	4	3	2	1	計
機関3-(1) ① 自己評価書の作成	7	4	1	0	0	12
	59%	33%	8%	0%	0%	100%
機関3-(1) ② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	3	5	4	0	0	12
	25%	42%	33%	0%	0%	100%
機関3-(1) ③ 訪問調査のための事前準備	3	7	2	0	0	12
	25%	58%	17%	0%	0%	100%
機関3-(1) ④ 訪問調査当日の対応	3	1	7	1	0	12
	25%	9%	58%	8%	0%	100%
機関3-(1) ⑤ 意見の申立て	0	1	9	0	0	10
	0%	10%	90%	0%	0%	100%

<作業期間>

【5:とても長い～3:適当～1:とても短い】

	5	4	3	2	1	計
機関3-(1) ① 自己評価書の作成	5	1	3	3	0	12
	42%	8%	25%	25%	0%	100%
機関3-(1) ② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	3	2	6	1	0	12
	25%	17%	50%	8%	0%	100%
機関3-(1) ③ 訪問調査のための事前準備	3	2	7	0	0	12
	25%	17%	58%	0%	0%	100%
機関3-(1) ④ 訪問調査当日の対応	3	0	8	0	1	12
	25%	0%	67%	0%	8%	100%
機関3-(1) ⑤ 意見の申立て	0	0	10	0	0	10
	0%	0%	100%	0%	0%	100%

(2)評価作業に費やした労力について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

	5	4	3	2	1	計
機関3-(2) ① 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	2	6	1	3	0	12
	17%	50%	8%	25%	0%	100%
機関3-(2) ② 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	3	4	2	2	1	12
	25%	33%	17%	17%	8%	100%
機関3-(2) ③ 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	3	3	3	2	1	12
	25%	25%	25%	17%	8%	100%

(3)評価のスケジュールについて

【2:適当 1:適当でない】

	2	1	計
機関3-(3) ① 自己評価書の提出時期(6月末)は適当であった	10	2	12
	83%	17%	100%
機関3-(3) ② 訪問調査の実施時期(10月下旬～12月上旬)は適当であった	10	2	12
	83%	17%	100%

4. 説明会・研修会等について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関4-	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	6	4	3	0	0	13
		46%	31%	23%	0%	0%	100%
機関4-	② 説明会の内容は理解しやすかった	3	6	3	0	0	12
		25%	50%	25%	0%	0%	100%
機関4-	③ 説明会の内容は役立った	4	6	1	1	0	12
		34%	50%	8%	8%	0%	100%
機関4-	④ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった	2	9	1	0	0	12
		17%	75%	8%	0%	0%	100%
機関4-	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	1	9	2	0	0	12
		8%	75%	17%	0%	0%	100%
機関4-	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	1	9	0	2	0	12
		8%	75%	0%	17%	0%	100%
機関4-	⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	3	7	2	0	0	12
		25%	58%	17%	0%	0%	100%
機関4-	⑧ 機構が行った訪問説明は役立った	3	5	4	0	0	12
		25%	42%	33%	0%	0%	100%
機関4-	⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応(質問等に対する対応)は適切であった	3	6	3	0	0	12
		25%	50%	25%	0%	0%	100%

5. 評価結果(評価報告書)について

(1) 評価報告書の内容等について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関5-(1)	① 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった	4	5	2	1	0	12
		33%	42%	17%	8%	0%	100%
機関5-(1)	② 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった	2	7	3	0	0	12
		17%	58%	25%	0%	0%	100%
機関5-(1)	③ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得られることを支援・促進するものであった	3	5	3	0	1	12
		25%	42%	25%	0%	8%	100%
機関5-(1)	④ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった	2	6	3	1	0	12
		17%	50%	25%	8%	0%	100%
機関5-(1)	⑤ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった	2	6	2	2	0	12
		17%	50%	17%	16%	0%	100%
機関5-(1)	⑥ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった	1	6	3	2	0	12
		8%	50%	25%	17%	0%	100%
機関5-(1)	⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた	1	5	6	0	0	12
		8%	42%	50%	0%	0%	100%
機関5-(1)	⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	1	9	1	1	0	12
		9%	75%	8%	8%	0%	100%
機関5-(1)	⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	1	8	2	0	1	12
		8%	67%	17%	0%	8%	100%

(2) 自己評価書及び評価報告書の公表について

【2: している 1: していない】

		2	1	計
機関5-(2)	① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している	6	3	9
		67%	33%	100%
機関5-(2)	② 評価報告書をウェブサイトなどで公表している	5	4	9
		56%	44%	100%

(3) 評価結果に関するマスメディア等の報道について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関5-(3)	① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	0	3	3	3	0	9
		0%	34%	33%	33%	0%	100%

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響があったか

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関6-(1)	① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた	4	6	2	0	0	12
		33%	50%	17%	0%	0%	100%
機関6-(1)	② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた	4	6	2	0	0	12
		33%	50%	17%	0%	0%	100%
機関6-(1)	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	2	8	1	1	0	12
		17%	67%	8%	8%	0%	100%
機関6-(1)	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した	2	5	4	1	0	12
		17%	42%	33%	8%	0%	100%
機関6-(1)	⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した	3	6	2	1	0	12
		25%	50%	17%	8%	0%	100%
機関6-(1)	⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立った	2	6	3	1	0	12
		17%	50%	25%	8%	0%	100%
機関6-(1)	⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した	2	5	4	0	1	12
		17%	42%	33%	0%	8%	100%
機関6-(1)	⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進した	2	4	4	2	0	12
		17%	33%	33%	17%	0%	100%
機関6-(1)	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	4	3	4	0	1	12
		34%	25%	33%	0%	8%	100%
機関6-(1)	⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した	3	3	6	0	0	12
		25%	25%	50%	0%	0%	100%

(2) 機構の評価結果を受けて、次のような効果・影響があると思うか

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関6-(2)	① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる	4	4	3	1	0	12
		34%	33%	25%	8%	0%	100%
機関6-(2)	② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる	3	6	2	1	0	12
		25%	50%	17%	8%	0%	100%
機関6-(2)	③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	3	6	3	0	0	12
		25%	50%	25%	0%	0%	100%
機関6-(2)	④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する	2	5	4	1	0	12
		17%	42%	33%	8%	0%	100%
機関6-(2)	⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する	2	7	3	0	0	12
		17%	58%	25%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ	2	6	3	1	0	12
		17%	50%	25%	8%	0%	100%
機関6-(2)	⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する	2	4	5	1	0	12
		17%	33%	42%	8%	0%	100%
機関6-(2)	⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進する	2	4	3	2	1	12
		17%	33%	25%	17%	8%	100%
機関6-(2)	⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	3	6	1	2	0	12
		25%	50%	8%	17%	0%	100%
機関6-(2)	⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する	4	4	3	1	0	12
		34%	33%	25%	8%	0%	100%
機関6-(2)	⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する	4	4	4	0	0	12
		34%	33%	33%	0%	0%	100%
機関6-(2)	⑫ 貴法科大学院の教育活動等の質が保証される	2	7	2	1	0	12
		17%	58%	17%	8%	0%	100%
機関6-(2)	⑬ 学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる	2	4	5	0	1	12
		17%	33%	42%	0%	8%	100%
機関6-(2)	⑭ 広く社会の理解と支持が得られる	4	2	5	0	1	12
		33%	17%	42%	0%	8%	100%
機関6-(2)	⑮ 他大学の評価結果から優れた取組を参考にする	2	4	6	0	0	12
		17%	33%	50%	0%	0%	100%

【対象校】

7. 評価結果の活用について

(1) 今回の評価(機構の評価結果だけでなく、貴法科大学院における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。)を契機と課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項(または実施済みの事項)について

P28～P30参照

(2) 貴法科大学院では、今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定がありますか(複数回答可)

- 1 貴法科大学院又は貴大学の広報誌に評価結果を掲載する。
- 2 貴法科大学院又は貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する。
- 3 資金獲得のための申請書に記載する。
- 4 学生募集の際に用いる。
- 5 その他(具体的に)
外部評価の際に作成する自己評価書に、今回の評価報告書の内容を反映させる等によって、評価報告書を有効に活用する予定である。

4	3	2	1
3	1	7	4

8. 本評価にあたっての予備評価の効果について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計
機関8-	① 本評価を受けるにあたって、以前に予備評価を受けたことで、よい効果があった	3	2	2	0	1	8
		38%	25%	25%	0%	12%	100%

平成19年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート
(評価担当者)【法科】

1. 基準及び解釈指針について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評1-	① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を 保証するために適切であった	4	32	6	0	0	42	3.95
		10%	76%	14%	0%	0%	100%	
評1-	② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善 を促進するために適切であった	4	31	6	1	0	42	3.90
		10%	74%	14%	2%	0%	100%	
評1-	③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等につい て社会から理解と支持を得るために適切であった	3	27	9	3	0	42	3.71
		7%	64%	22%	7%	0%	100%	
評1-	④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは 適切であった	8	29	3	1	0	41	4.07
		20%	71%	7%	2%	0%	100%	

【2:ある 1:ない】

		2	1	計	平均
評1-	⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった	20	21	41	1.49
		49%	51%	100%	
評1-	⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	9	32	41	1.22
		22%	78%	100%	

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 書面調査について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(1)-	① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった	0	19	19	3	0	41	3.39
		0%	46%	46%	8%	0%	100%	
評2-(1)-	② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	0	16	23	1	1	41	3.32
		0%	39%	57%	2%	2%	100%	
評2-(1)-	③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	0	23	14	2	2	41	3.41
		0%	56%	34%	5%	5%	100%	
評2-(1)-	④ 書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報 (客観的データ等)があればよかった	0	7	20	11	2	40	2.80
		0%	18%	50%	27%	5%	100%	
評2-(1)-	⑤ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	1	22	12	5	0	40	3.48
		3%	55%	30%	12%	0%	100%	

(2) 訪問調査について

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全く思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(2)-	① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切で あった	1	27	10	2	0	40	3.68
		3%	67%	25%	5%	0%	100%	
評2-(2)-	② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	7	23	9	1	0	40	3.90
		18%	57%	22%	3%	0%	100%	
評2-(2)-	③ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との 面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談)は適切であっ た	3	30	7	0	0	40	3.90
		8%	75%	17%	0%	0%	100%	
評2-(2)-	④ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を 得ることができた	0	23	17	0	0	40	3.58
		0%	57%	43%	0%	0%	100%	
評2-(2)-	⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の人数や構成は適切 であった	7	25	7	1	0	40	3.95
		18%	62%	18%	2%	0%	100%	
評2-(2)-	⑥ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった	22	17	0	0	0	39	4.56
		56%	44%	0%	0%	0%	100%	

(3) 評価結果について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評2-(3)-	① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	6	28	6	0	1	41	3.93
		15%	68%	15%	0%	2%	100%	
評2-(3)-	② 第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	6	26	8	0	0	40	3.95
		15%	65%	20%	0%	0%	100%	
評2-(3)-	③ 評価結果全体としての分量は適切であった	2	24	15	0	0	41	3.68
		5%	58%	37%	0%	0%	100%	
評2-(3)-	④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった	3	25	13	0	0	41	3.76
		7%	61%	32%	0%	0%	100%	

3. 研修について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評3-	① 研修の配付資料は理解しやすかった	2	26	9	0	0	37	3.81
		6%	70%	24%	0%	0%	100%	
評3-	② 研修の説明内容は理解しやすかった	5	24	7	1	0	37	3.89
		13%	65%	19%	3%	0%	100%	
評3-	③ 研修の内容は役立った	3	23	11	0	0	37	3.78
		8%	62%	30%	0%	0%	100%	
評3-	④ 書面調査のシミュレーションは役立った	2	21	12	2	0	37	3.62
		5%	57%	33%	5%	0%	100%	
評3-	⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	2	20	13	1	1	37	3.57
		5%	54%	35%	3%	3%	100%	

4. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

<作業量>

【5: とても大きい～3: 適当～1: とても小さい】

		5	4	3	2	1	計	平均
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	19	17	4	0	0	40	4.38
		47%	43%	10%	0%	0%	100%	
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	0	9	30	0	0	39	3.23
		0%	23%	77%	0%	0%	100%	
評4-(1)-	③ 評価報告書原案の作成	1	8	28	2	0	39	3.21
		3%	20%	72%	5%	0%	100%	

<作業期間>

【5: とても長い～3: 適当～1: とても短い】

		5	4	3	2	1	計	平均
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	8	11	10	10	2	41	3.32
		20%	27%	24%	24%	5%	100%	
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	2	3	32	3	0	40	3.10
		5%	8%	79%	8%	0%	100%	
評4-(1)-	③ 評価報告書原案の作成	1	5	30	4	0	40	3.08
		3%	12%	75%	10%	0%	100%	

(2) 評価作業に費やした労力について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評4-(2)-	① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	1	24	13	2	0	40	3.60
		3%	60%	32%	5%	0%	100%	
評4-(2)-	② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった	2	25	12	1	0	40	3.70
		5%	62%	30%	3%	0%	100%	
評4-(2)-	③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	2	20	15	3	0	40	3.53
		5%	50%	37%	8%	0%	100%	

【評価担当者】

(3) 評価作業にかかった時間数について

評4-(3)-	① 自己評価書の書面調査	およそ 30 時間
評4-(3)-	② 訪問調査の準備	およそ 5 時間
評4-(3)-	③ 評価報告書原案の作成	およそ 7 時間

5. 評価部会等の運営について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評5-	① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	8	25	7	1	0	41	3.98
		20%	61%	17%	2%	0%	100%	
評5-	② 部会運営は円滑であった	16	22	3	0	0	41	4.32
		39%	54%	7%	0%	0%	100%	

6. 評価全般について

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1	計	平均
評6-	① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う	2	30	8	1	0	41	3.80
		5%	73%	20%	2%	0%	100%	
評6-	② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う	3	30	7	1	0	41	3.85
		7%	73%	17%	3%	0%	100%	
評6-	③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う	2	19	19	1	0	41	3.54
		5%	46%	46%	3%	0%	100%	
評6-	④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	2	25	12	2	0	41	3.66
		5%	61%	29%	5%	0%	100%	
評6-	⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	9	17	10	4	1	41	3.71
		22%	41%	24%	10%	3%	100%	
評6-	⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった	17	16	8	0	0	41	4.22
		41%	39%	20%	0%	0%	100%	

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【対象校】
（法科大学院）

1. 評価基準及び解釈指針について

⑤自己評価しにくかった評価基準又は解釈指針について

（第3章）「教育方法」

- ・ 基準3-1-1及び基準3-1-2の具体的な内容が最後まで不明であった。
- ・ 解釈指針3-2-1-3によると、法律基本科目については、双方向的・多方向的な討論を通じた授業が、「あるべき教育方法」として示され、これを実践すべきことが求められているように読める。しかし、法学を全く勉強したことのない、いわゆる純粹未修者に対しても、入学直後からこのような教育方法を行うことが適切かに関しては、なお議論があるように思われる。純粹未修者に対しては、従来型の一方的な講義形式のほうが効果的であると考え、そのような教育方法を採用している教員にとっては、解釈指針3-2-1-3に基づいて自己評価すると、自らの教育方法が否定され、評価が低くなってしまう。
- ・ 基準3-1-1：基準が大中規模校を想定しているので、本研究科に合致せず記述しにくいところがあった。

（第4章）「成績評価及び修了認定」

- ・ 基準4-1-1：基準の趣旨は理解できるが、担当教員は教育効果等を勘案して評価を考えるので、基準は教員の成績評価を縛りすぎているように感じる。

（第6章）「入学者選抜等」

- ・ 基準6-2-1：在籍者数は、入学者数、原級留置者数など年度の推移で増減する。意図するものではないので、基準の表現に工夫がほしい。

（第7章）「学生の支援体制」

- ・ 基準7-3-1：法科大学院が責任をもって支援すべき事項と、本基準のように設置主体である大学が予算措置を講じ、すべての部局に属する学生のための支援とは区別すべきである。

（第8章）「教員組織」

- ・ 解釈指針8-2-1-1：「1専攻に限り専任教員として取り扱われていること」の部分。

（第9章）「管理運営等」

- ・ 基準9-2-1が何を期待しているのか分からない。ここでいう自己評価とは、大学が独自の視点で行うものではなく、機構の評価基準に従った評価を意味するようである。そうであれば、そのように明確に示すべきである。しかし、そうであれば、それは自己評価というより、評価機関の視点による他律的な評価である。

（第10章）「施設、設備及び図書館等」

- ・ 解釈指針：10-1-1-5：「図書館との有機的連携」という表現。

（その他）

- ・ 多くの基準や解釈指針は、定性的なものであり、その意味で基準適合性について自己評価しにくいものである（定量的な基準や解釈指針とすべきであるという趣旨ではない）。
- ・ 初めての経験であったということもあろうが、とくにどれというわけでもなく、基準・指針の含意を解説するのに苦労した場面が多い。説明会・研修などの機会により懇切な説明を望みたい。特定の法科大学院のものでもなくとも無論よいが、自己評価例などを示す方法もあるかもしれない。

⑥重複していると思われる評価基準又は解釈指針について

- ・ 基準3-2-1(2)と基準4-1-1(1)など。

○評価基準及び解釈指針についての意見、感想など

- ・ 基準6-1-4の解釈指針6-1-4-1は「入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。」と記載されているのみである。しかし、当該基準に係る判断の理由として、機構は「法科大学院の設置基準等について」(平成14年8月5日中央教育審議会答申)の「法学未修者の選抜において、法律科目試験を実施することは認められない」とされていることを挙げ、答申の趣旨を勘案すれば、直接に法律科目試験を課しているわけではなくても、「法学の知識を量ることができるものを選抜の資料として用いること自体が客観的に見れば、法律学の学識を求めていることと同じ結果になるといわざるを得ない」との解釈を示している。こうした解釈についてより具体的に解釈指針に示していただけるとありがたい。
- ・ 基準と解釈指針の関係が不明確である。指針に合わないことによって自動的に基準に適合しないと判定するのであれば、その内容は基準として明記されるべきである。解釈指針は過度に詳細であり、法科大学院の本質的ではない要求も含んでいる。もう少し、内容を厳選するべきである。
- ・ 解釈指針8-1-2-3：巻末の参考資料に大学設置基準の該当条文を掲載した方が分かりやすい。
- ・ 適切であったと考えています。
- ・ 研修会で配付された、「自己評価の方法等について一基準ごとの分析-」について、基準、解釈指針及びく分析に当たっての留意点>が分かりやすかった。
- ・ 基準及び指針があまりにも画一的であって、個々の法科大学院の特質を把握するためにさらなる工夫を要する。

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

③自己評価書に添付する資料で迷った点について

- ・ 職員の研修体制に関する資料など。

○自己評価についての意見、感想など

- ・ 必要な作業量に比べて、自己評価のための期間が短かった。

(2) 訪問調査等について

①訪問調査の前に提示された「書面調査による分析状況」の適切でなかった点について

- ・ 基準8-4-1について、機構が専任教員の割合を算出した数式を示してほしい。基準8-1-1及び基準8-1-2に係る内容が不明瞭である。誤解をまねかない具体的に明瞭な表現に改めていただきたい。

②訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」の適切でなかった点について

- ・ 「訪問調査時の確認事項」においては、確認したい点(問題意識)を具体的に記述することが望ましい。それにより、回答を具体的に記述することが可能になる。抽象的な確認に対しては、抽象的に回答することになりがちである。

⑥訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の適切な人数や構成について

- ・ 当法科大学院のような小規模校の訪問調査に部会の委員全員が参加されたことは、光栄であると同時に、やや異様に感じた。

○訪問調査等についての意見、感想など

- ・ 訪問調査における評価担当者の作業は、基準適合性に問題があるのではないかと考えられた点についての確認に終始しているという印象を受けた。訪問調査の最後の「訪問調査結果の説明及び意見聴取」について、説明が極めて分かりにくく、また、意見聴取の機会は事実上存在しない（一方的な説明にすぎない）と感じた。
- ・ 法科大学院教育のあるべき姿や現状に対する問題意識などにおいて、認識のずれを感じた。学生の成績評価の基礎資料について、どの範囲まで保存するべきかについて、機構の方針が明確でないので、とまどった。実際に確かめるのはごく限られた資料であるのに、大量の原資料を長く保存することを求められるのには、無理があると思う。
- ・ 法科大学院制度および認証評価制度が安定するまでは、評価者と被評価者との間の綿密なディスカッションの時間を確保する必要がある、したがって訪問調査にもう少し時間的に余裕をもたせる必要があるように思われる。主査・副査のみならず評価担当者全員が何らかの質問ないしコメントを行うべきであるように思われる。
- ・ 本研究科教員と専門を同じくする評価担当者との再試験の実施、成績評価、期末試験の実施などに関する面談においては、教育理念の違いを反映し教育方法について専門家同士の意見に違いがみられた。評価担当者が機構の評価基準にしたがって「基準にそぐわない」と指摘されると、本研究科教員の教育理念が誤りであるかのような印象をもたれ、反発や教育活動への影響が懸念される。評価担当者の主観的な意見を押し付けることがないように配慮いただきたい。
- ・ 訪問調査の終了時に確認事項が告げられたことは適切であったが、その後に各評価委員が述べた個別の所感については、内容的に承服しかねるものが含まれていた。
- ・ 訪問調査については、独立行政法人大学評価・学位授与機構の事務局から事前に、詳細な指示がなされ、適切に対応することが出来た。ただし、在学生および修了生との面談は、面談者を選出するのが大変困難であった。在学生は授業時間との重複や予習復習の学習時間を割いてもらわなければならなかった。とりわけ、修了生は司法修習期間に入る直前や、実家に帰省している等のため、非常に苦慮した。
- ・ 評価担当者は事前に資料等を十分に読み込んだ上で、個々の法科大学院の実態に即した調査をすることが望まれる。

(3) 意見の申立てについて

③意見の申立てに対する機構の対応で適切でなかった点について

- ・ 意見の申立てにおいて行われたような実質的な議論が訪問調査においてなされるべきであったと思われる。書面による申立てよりずっと実りのある議論ができたのではないか。
- ・ 申立ての内容に対して、正面から応えていただけたとは思えない。評価書の記述の論理的な誤りを指摘しても、それを率直に受け止める姿勢がなかったのは、評価の質を保つために残念である。

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

○評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についての意見、感想など

- ・ 自己評価書提出後（7月）から評価結果の確定（3月）まで、機構事務担当者から問い合わせや確認・依頼事項が多数にのぼった。本学の提出書類の不備や理解不足によるものも多く、機構担当者に多大な労力をおかけしたことは反省すべき点である。しかし、今後も大学においては、通常の研究業務に加え、中期目標期間評価や認証評価などの評価作業が輻輳する状況が続くため、照会や依頼事項については個々の事項をその都度連絡するのではなく、可能な限り関連する事柄をまとめて連絡するなど、作業省力化へのご配慮をいただきたい。
- ・ 自己評価書作成の作業量に比べて、作成期間が短かった。
- ・ 教員業績調書の書式（ワード版）は加工しにくいものであり、多大な作業時間を要することになった。善処をお願いしたい。

- ・ ほぼ適当であると感じたが、通常の業務と並行して作業を行うため、負担が大きいのは否めない。
- ・ 法科大学院は、この認証評価だけでなく、大学（法人）全体の評価、学内的な評価など多種多様な「評価の嵐」に巻き込まれて、疲弊の度合いを極度に強めているのが実情である。少なくとも、法科大学院の認証評価を受けるならば、大学全体の評価については現在よりも大幅に「評価」の負担を軽減するなど、国全体としての「評価」事業の調整をすべきである。現状は、角を矯めて牛を殺すのごとく、教育研究を犠牲にして「評価」に駆り立てられるといった状況にあり、まことに本末転倒といわざるをえない。関係当局の猛省を促したい。

（２）評価作業に費やした労力

○評価作業に費やした労力についての意見、感想など

- ・ 形式面を中心とする基準適合性を確保するための作業になりがちであり、教育活動の実質的な改善につながっているかどうかは即断できないと考える。
- ・ 認証評価に対応するために要求される労力が非常に大きい。評価する側も大きな労力を費やされていると思う。現状では、認証評価のために大きな労力を要するために、教育・研究という本来の活動に充てるべき労力を削る結果になっている。恒常的な制度として現状のような認証評価を維持していくことは、法科大学院全体にとって過大な負担になることを恐れる。認証評価が自己目的化してはいけなと思う。作業量が多く、多大な負担となった。評価だけをしているわけではないので、もっと作業しやすい手順を工夫していただきたい。たとえば、決まりきった数字をあげる必要があるような場合には、あらかじめ定型文があってもよさそうであるし、具体例をあげたサンプル文をおくなどの配慮である。
- ・ 自己評価書作成が、事実上、特定の教員に委ねられることとなり、当該教員の費やした労力は決して小さくはなかった。小規模大学院は、専任の研究者教員の数が少なく、労力投入の負担を教員間でうまく分担することはできにくいという問題があるように思われる。
- ・ 教員の業績評価については、日常の教育研究活動を妨げる負担を強いることがないよう、引き続き可能な限り、作業を簡素にさせていただくよう要望する。
- ・ 繁忙を極める法科大学院にとっては作業量を軽減して頂くことは必須である。

（３）評価のスケジュールについて

○評価のスケジュールについての意見、感想など

- ・ 日程は、現状のように設定せざるを得ないであろう。しかし、それに合わせて行うには、要求される作業量が大きすぎる。
- ・ 自己評価書の提出時期を、できれば7月末頃までにしていただきたい。現状では、自己評価書作成の時間的余裕がやや不足していると感じる。
- ・ 訪問調査の実施時期を、できれば、新司法試験の合格発表時以降、司法修習前に設定していただくよう、全体のスケジュールを見直していただきたい。これは、一特に地方の法科大学院では一、面談の対象となる修了生（司法試験合格者）を選定ないし確保するために必要であると思う。つまり、訪問調査が司法修習の時期に食い込んでしまうと、修了生は修習のために全国各地に散らばってしまい、訪問調査時に呼び戻せないという事態となるからである。
- ・ 6月末では、学内の原案提出締め切りが5月中旬から下旬に設定されるため、年度始めの大事な時期を評価作成のために時間をとられる。7月末が適切ではないだろうか。
- ・ 自己評価書の提出時期は、ちょうど良い時期であった。また、訪問調査のスケジュールについては、事前に日程照会があり、特に問題は生じなかった。
- ・ 法科大学院の入試と完全に重なっており、他の選択肢が示されなかった。この点はまことに遺憾と申し上げたい。

4. 説明会・研修会等について

○説明会・研修会等についての意見、感想など

- ・ 説明会の対象に、予備評価校と本評価校とが混在しており、どちらに関する説明かがわからないところがあった。また、抽象的な説明だけでなく、具体的にどのような形で問題になったか、どのような問題が多いかなど、事例で説明してもらえるとわかりやすいと思われる。
- ・ 説明会と研修会は内容的にみてほとんど同じであって、なぜ一方が「説明会」で他方が「研修会」なのか、理解しえなかった。

5. 評価結果（評価報告書）について

⑧評価報告書の構成及び内容で分かりにくかった点について

- ・ 評価報告書は、基準適合性の評価に関する限り、基本的に形式的な面での不適合を指摘するものにとどまっている。改善を要する点については、教育活動等の改善に役立つ面がある。

○評価結果（評価報告書）についての意見、感想など

- ・ 全体に悪い所を探すという観点で評価されている。法科大学院が独自の工夫で努力しているところをもっと積極的に評価する姿勢がほしい。一部に、論理的に一貫しない記述がある。
- ・ 本法科大学院に関する評価結果は、実態を反映する適切なものであったと考えている。
- ・ 評価結果（評価報告書）については、近日中にHPへアップを予定しています。

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによる効果・影響に関連しての意見、感想など

- ・ 認証評価基準への適合性を第一に教育活動を考える傾向が生じることから、功罪両面があると考ええる。
- ・ 個々の法科大学院の個性的な取組が、全国一律の評価基準に必ずしも合致しないのではないかとの感触を与え、個性的な取組に失望する意見があった。
- ・ 毎年、評価に追われている感じがすることは否定できません。

(2) 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連しての意見、感想など

- ・ 機構による評価は、対象校が全体として優れた教育をしているかどうかを見るより、詳細な解釈指針の一つひとつに合っているかどうかを見るという性格を持つ。しかし、不適合の判定は、理由の如何を問わず法律上一律に不適格判定として扱われるので、外部からは、問題の内実が分かりにくい。そのために社会が不適合判定を冷静に受け止めることが難しいと思う。
- ・ 教職員にとっては、もちろん良いことであるが、訪問調査時の際、学生に対する面談を始め、授業視察も実施されたため、学生にとっても良い緊張感が伝わったと感じている。また、こうしたことは、学生にとって大学の教育に対する取り組み方を垣間見ることができたと共に、教育のあり方について、学生と大学との一体感を体感できたと思われる。

7. 評価結果の活用について

(1) 今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（または実施済みのもの）について

○主要な変更・改善事項及び変更・改善の際の機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、対象校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む）の参考度について

※参考度：【非常に参考になった：5～参考となった：3～あまり参考とならなかった：1】

(第2章)「教育内容」

- ・ 【基準2-1-2】授業科目の一部を整理・廃止した。【4】

【対象校】

- ・ 【基準 2-1-2】一部の授業科目は、その性質上、開講年度、内容、担当教員等を特定できないものであり、また通常の授業で本来扱うべき内容を補充する目的で開講を予定しているものではない。厳格な運用を前提としてカリキュラムに組み込まれたものである。しかし、上記授業科目の在り方については、将来構想委員会で検討を加えていくことにしている【2】
- ・ 【基準 2-1-2】一部の授業科目について、教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複しているため、同授業科目が基礎法学・隣接科目群に属する科目であることを一層明確にするため、今年度から同授業科目の内容を改めた。【4】
- ・ 【基準 2-1-2】一部の授業科目で単純な科目配置ミスがあり、同科目をすでに規程改正により適切に配置した。【5】
- ・ 【基準 2-1-2】一部の授業科目を適切な科目群に属する科目であることを一層明確にするため、今年度から同授業科目の内容を改めた。【3】
- ・ 【基準 2-1-2】授業科目にふさわしい教育内容に改めるよう検討を開始した。【4】

(第3章)「教育方法」

- ・ 【基準 3-1-1】及び【基準 3-1-2】同時に受講する学生数が 80 名を超えないようにクラスを分割した。【5】
- ・ 【基準 3-2-1】試験期間を工夫するなど、十分な時間の確保について配慮するよう検討した。【4】

(第4章)「成績評価及び修了認定」

- ・ 【基準 4-1-1】過年度試験制度は廃止した。【5】
- ・ 【基準 4-1-1】正課外の成績を考慮要素としているようなことが生じないようにガイドラインを定め確認した。【5】
- ・ 【基準 4-1-1】平常点の採点方法について、予定された配点割合を超えないことを教員間の共通の認識とした。【5】
- ・ 【基準 4-1-1】すべての授業科目について、成績評価における考慮要素を学生便覧やシラバス等で周知するように改善した。【4】
- ・ 【基準 4-1-1】厳正で客観的な成績評価を行うべく「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」を策定し、同内容の遵守について周知を図ってきたが、今後は、問題となった教員のみならず、全教員にあらためて周知徹底を図った。【3】
- ・ 【基準 4-1-2】教育連携による単位互換科目の単位認定について、教育課程の一体性を損なわないよう、本法科大学院独自の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定する必要があるため、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定するよう改める方向で検討している。【5】
- ・ 課題：【基準 4-3-1】既修得科目の認定に問題がある科目の既修得単位の認定を廃止した。【5】

(第6章)「入学者選抜等」

- ・ 【基準 6-1-4】次年度以降の入試について、併願者の選抜において法律科目試験の結果を参考にしない新たな入試制度を定め、早急にホームページ等で公表する予定である。【4】

(第8章)「教育組織」

- ・ 【基準 8-1-1】及び【基準 8-1-2】適切な教員の配置が不十分であったため担当科目に関連する業績を厳格に審査し、疑わしい場合や業績が不足する教員の採用を行わないこと、現に専任教員である者に対しては業績を怠ることのないよう指示するとともに、十分な業績がない者に対しては研究計画を出させて適切な指導を行うとともに、研究に専念できる環境を用意することとした。【4】

- ・ 【基準 8-1-1】及び【基準 8-1-2】一部の専任教員並びに一部の兼任教員及び兼任教員の専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が学内外に開示されていないことから、上記開示をホームページで行う準備を開始した。【5】

(第9章)「管理運営等」

- ・ 【基準 9-2-1】平成19年度のパカルティ・ディベロップメントの状況についてホームページ上で開示した。【5】
- ・ 【基準 9-4-1】試験答案の保管場所の拡充・強化。【5】

(第10章)「施設、設備及び図書館等」

- ・ 【基準 10-1-1】自習室を移動し、教室等と同じ棟に配置した。【4】

8. 本評価にあたっての予備評価の効果について

○本評価を受けるにあたって、以前に予備評価を受けたことで良い効果があったことについて

- ・ ①基準の趣旨内容を明確にするうえで、効果があった。②基準ごとの分析・記述様式に習熟するうえで、効果があった。③予備評価に際して収集した「根拠となる資料・データ等」は、本評価に際しての基礎的な資料となった点において、予備評価を受けたことは、非常に有効であった。④予備評価の評価報告書において指摘を受けた事項は、本評価の際の自己評価書作成に際して、非常に参考となった。
- ・ 予備評価における指摘事項を改善することで、多くの問題点を解消することができたことは好ましい点であるが、反面、予備評価における指摘事項さえ改善すれば足りるという意識が生まれたかもしれないと感じている。
- ・ 予備評価の時点と本評価の時点で、基準が実質的に変わったと思われるところがあり、不意打ちのようであった。
- ・ 本評価に向けた改善点を的確に把握することが可能となった。
- ・ 認証評価全般に対する理解が深まるとともに、法科大学院の運営に関わる諸課題を発見することができた。
- ・ 必要な資料の収集など、本評価に向けた準備ができました。

10. その他

○認証評価機関として機構を選択した理由、実際に評価を受けて期待どおりだったかどうかについて

- ・ 3つの認証評価機関の間での基準の相違や適格認定上の温度差に戸惑っている。
- ・ 最も信頼性が高い評価機関であると考えたので、機構を選択した。しかし、評価基準の理解や法科大学院のあり方について、必ずしも期待したような認識の一致がなかった。予備評価で指摘していない問題を本評価で不適合理由とする例があり、予備評価が、こちらが期待したような信頼性を持っていないことが分かった。
- ・ 選定理由の1つとして、大学機関別認証評価を貴機構にお願いしていることから、法科大学院についても、貴機構の評価を受けることが適切であると考えたことが挙げられる。実際に評価を受けた感想としては、全体のバランスを配慮した妥当な評価をしていただいたと感ずる。
- ・ 国立大学法人として適切と考えました。厳しかったが、結果としてよかったと考えています。
- ・ 厳格かつ適正な認証評価を受けたいと考え、貴機構を認定評価機関に選定した。実際の評価の過程及び結果は、その期待に沿うものであった。
- ・ 文部科学省の設置基準に近い基準であったため選んだ。
- ・ 大学全体の評価と同じ機関だから

○その他、当機構の行う評価についての意見等

- ・ 認証評価基準は、それぞれの法科大学院の特徴を否定することになる面がある。例えば、基本を重視する当法科大学院の特徴は、基準により制約を受ける。また、多面的な基準の内容や適合性確保のために必要な作業量は、各種のリソースに乏しい小規模校に相対的に不利に働くと思われる。
- ・ 基準の示し方、要求する作業量とその実質的な意味、予備評価の信頼性などについて、評価を受ける側の立場にもっと配慮をしていただきたい。法科大学院を一律の型にはめる評価ではなく、独自の工夫や努力を励ます評価をしていただきたい。認証評価機関による不適合判定は、法律上当然に不適合判定として扱われるしくみになっている（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律5条3項）。現在の解釈指針の一つひとつが、それに合わないだけで法科大学院を「不適合」と判定するのにふさわしいものかどうかという観点から、見直しが必要だと思う。
- ・ 大学の受ける認証評価に際して、法科大学院認証評価の結果を援用できるとありがたいと考えています。法人評価、認証評価、重複しないように。

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（自由記述）【評価担当者】
（法科大学院）

1. 評価基準及び解釈指針について

⑤評価しにくかった評価基準又は解釈指針について

（第1章）「教育目的」

- ・ 第1章の教育目的の理念について、まとめて論じれば良く、1-1-1、1-1-2と細分化する必要はないのではないか。また、法科大学院について、全くはじめて認証評価する場合には、必須かもしれないが、2度目以後に理念まで、抽象的に審査する必要はあまりないのではないか、と考える。
- ・ 基準1-1-1 指針の内容が抽象的かと思われ、自己評価書をある程度尊重せざるを得ない。
基準1-1-2 最後の「成果を上げていること」という部分は、何をもち「成果」と考えるか、やや不明確。
- ・ 基準1-1-1は、そのほとんどが他の基準と重複していると思われ、改めて同基準をもって評価することに意味があるかどうか、わかりませんでした。

（第2章）「教育内容」

- ・ 基準2-1-1 やはり、内容が抽象的と思われる。
- ・ 展開・先端科目に該当するか、法律基本科目に該当するかどうか実質的に判断するのが難しいものがある（基準2-1-2）
- ・ 第2章 教育内容の基準2-1-2
内容が深いものは法律基本科目から除外してよいのか。対象分野はまさに法律基本科目である場合。
- ・ 解釈指針2-1-2-1：特定の科目が法律基本科目に該当するかどうかの判断が困難であった。
- ・ 基準2-1-2 科目区分について、対象校がやや特殊な視点から科目開設をしている事例があり、少し評価に困難を感じた。
- ・ 解釈指針2-1-3-2
法文書作成や法情報調査を単独の授業科目でなく、他の授業科目の中で指導されることとされている場合に、実施している旨の調査校の回答の確認が困難であった。
- ・ 解釈指針2-1-1-1のうち、「学部での法学教育との関係を明確にした上で、」という点が、何を求めているものなのかが今一つ不明確であり、自己評価書の中にはこの点について明示的には触れていないものもある。しかし、元々抽象的な基準である以上、この点をあまり厳格に評価するのはいかがなものかと思う。いずれにしても評価しにくい基準であったと思われる。
- ・ 第2章の教育内容について、シラバス、実際の授業を見学して、優れていると思われても、結果として、新司法試験の合格者・合格率が全国の法科大学院の平均を下回っている場合にもはたして、「適切」と評価し、社会的に説明がつくのか、やや疑問を感ずる。新司法試験の結果を全く考慮しなくても良いのか、考慮するとしてどの程度考慮するのかを、もう少し明確にした方がよいのではないか。2-1-1は、やや抽象的・総花的に思える。
法科大学院の設置基準自体の問題かもしれないが、法律基本科目と実務基本科目の区別が困難である。特に、実務家が担当される場合には、理論・実務双方にまたがって、授業をされている場合には実質的に切り分けを評価するのは、書面および短時間の授業参観では、困難である。

（第8章）「教員組織」

- ・ 基準8-1-1と解釈指針8-1-1-1：基準と解釈基準の関係が不明確である。

（第9章）「管理運営等」

- ・ 解釈指針9-1-3-1
- ・ たとえば、基準9-1-3などは、資料から評価することは困難である。

（第10章）「施設、設備及び図書館等」

- ・ 解釈指針10-3-1-3、10-3-1-6

【評価担当者】

(その他)

- ・ 成績評価の在り方や施設に関する基準については、具体的なケースで問題があるのではないかと感じる場合にも、基準や指針のどの部分に関わるかが明らかではない場合があると感じられる。例として、基準4-1-1(2)、(4)およびそれに関する解釈指針や10章の各基準。
- ・ 教育内容の適性、授業内容の適性などの事前の書面からだけでは評価が難しいものがあった。訪問調査でも、見学できる授業やチェックできる試験問題・答案も限られており、全体として評価することは困難であった。
- ・ 一般に、「努めている」基準は、その判定根拠が曖昧となりがちである。教育理念との関連づけは、ときに不必要なまでに意識されている。法科大学院設置の理念が法律上も明らかである以上、あまり特性や個性にこだわる必要はないのではないか。
- ・ 法律基本科目(A)と法律実務基礎科目、展開・先端科目(B)の区別。
Aが70%、Bが30%のものをBとするのは、隠れ法律基本科目を防ぐため×なのだろう。
では、Aが30%、Bが70%のものをAとするのはどうなのか？
Aが5%、Bが95%のものをAとするのは、法律の基本をしっかりと身につけることに不安があり×なのだろうが、Aが30%程度となれば、そこは法科大学院それぞれの個性なのであり、○と思うようになった。
ただ、そこが、基準としてはっきりしていないと、法科大学院側は、科目の内容についてどうしたらよいか困ると思った。
- ・ 展開・先端科目の定義はなされているものの、具体的に挙げられた科目が果たして該当するの否かの判断はなかなか難しい。単位数の数え方は、事務局が機械的に評価すればよいのではなかろうか。職業支援は評価の対象とすべきではない。進路は自らが切り拓くべきものである。
- ・ 特にどの項目というわけではありませんが、趣旨が伝わりにくい表現が散見されました。
- ・ たとえば、社会人の定員を持たずに、社会人の優先合格枠を設けている場合、積極的に評価すべきか、否定的に評価すべきかの判断に困難があった。
- ・ 科目分類にかかる基準2-1-2または2-1-3と修了要件にかかる基準4-2-1の関係を明確化する必要があると思います(現実の修了には影響しない旨を明示したり、将来においては分類を整理しないと修了要件をみたまない学生が出てくる可能性があるとの記述とするなど)。
- ・ 予備評価の内容の位置付け、取り扱いが不明であった。

⑥重複していると思われる評価基準又は解釈指針について

- ・ 基準10-3-1に関する解釈指針については、整理が可能ではないか。
- ・ 全般に、小項目は、評価の視点に過ぎないため、相互に密接に関連しており、大項目の下で互いに記述も重複する場合が多い。
- ・ 解釈指針10-1-1-6~10-3-1-7
- ・ 内容が重複していると言うのか、例えば、解釈指針2-1-3-1、2-1-3-2、2-1-3-3の各項目に書き込み、最後に、基準2-1-3に再度記す形式を採っているが、最後は「判断」(○・×・保・-)だけを書き込む形ではないか。
- ・ 第2章 教育内容の基準2-1-2と第3章 教育方法の基準3-2-1
ただし、科目の内容的な面と方法的な面という相違はあるので、どちらに重点があるかにより、いずれかで扱うしかないと思う。統合も困難である。
- ・ 基準1-1-1は、「その創意をもって」の部分以外は、他の基準に含まれており、あえてここで総括的に評価する必要があったかどうか、疑問に感じました。また、「その創意をもって」のところは、基準1-1-2にまとめてしまってもよいと思われます。
- ・ 基準2-1-1、2-1-2、2-1-3:2-1-3について判断すれば、2-1-1、2-1-2も判断される。基準8-1-1と8-1-2:8-1-2について判断すれば、8-1-1も判断される。解釈指針8-1-1-1と8-1-2-1
- ・ たとえば、6-1関係などは、結果的には、同じことではないかとも感じられる。
- ・ 2-1-1~2-1-4については、教育内容として、開設の有無(2-1-2)、授業の配置(2-1-3)、時間数(2-1-4)と細分化して具体的に検証するのに対して、2-1-1で総論と第1章で教育目的との関係を抽象的に検証しており、もう少し整理しても良いのではないか、と思われる。特に抽象的な事項の検証は、実際には困難である。

【評価担当者】

○評価基準及び解釈指針についての意見、感想など

- ・ 基準や解釈指針の具体的内容について、評価担当者の認識を可能なかぎり事前に（書面調査を実施する前に）統一しておく必要があり、過去の問題点や事例を示した注釈資料が必要であると感ぜられる。
- ・ 全般に、小項目は、評価の視点に過ぎないため、相互に密接に関連しており、大項目の下で互いに記述も重複する場合が多い。
- ・ 基準及び解釈指針の構成や内容は、非常によく考えられており、適切であると思います。ただし、部会の席上、基準及び解釈指針を満たしていると評価すべきかどうかについて、横並びの問題（部会ごとではなく、評価部会全体としての評価の整合性の問題）ではないかという指摘がなされることが何度かありました。こうした事項にわたる基準や解釈指針については、研修の機会などにあらかじめご教示願えればと思います。
- ・ 解釈指針が細分化しすぎているところがある。
- ・ 当該大学院の特性・個性をもっと尊重すべきではなからうか、と感じた。どこの法科大学院も金太郎飴とすべく告示や本基準・指針が定められているように受け取れた。もちろん、一定のレベルを維持することは重要との認識は持ちながらの印象である。評価の際に、特性・個性に結びつく項目は本基準によって厳格に評価するのではなく、やや緩く評価してもよいのではなからうか。
- ・ 法科大学院の教育と新司法試験との一貫性を考えると、ある程度試験を意識した教育とならざるをえないであろう。また、社会もおそらくそれを期待しているものと思われる。
- ・ 各大学の規模にもよるが、法科大学院内の固有の制度が評価対象となる場合と、全学的な制度が評価対象となる場合があり、一貫しないように思う。たとえば、学生支援、とくに奨学金制度や障害者支援については、全学的な取り組みについて評価がなされ、そこに法科大学院生が関与できれば基準を満たしているとの評価がなされるのに対して、図書館については「法科大学院の図書館」が評価対象となる。規模の小さな法科大学院では、全学図書館が「法科大学院の図書館」の機能を現実には兼ねる場合があり、そちらを評価対象とせず、あくまで「法科大学院の図書館」を評価しようとするれば、基準を満たさないという結果になる可能性が高いと思われるが、それでいいかという疑問がある。
- ・ 当初の立ちあげた法科大学院が欠陥が決してないように全体として網羅的に設定されているが、将来的にはもう少し各法科大学院の自由裁量を認める部分や、項目を絞ることがあってもよいかと思う。
- ・ 解釈指針と基準との関係が明確ではない。解釈指針を充たすと、基準が充たされるような構造になっていない。基準が詳細すぎて、各法科大学院の創意工夫の余地がない、あるいは、創意工夫をする意欲を失わせる。基準や解釈指針にもっと重要度による差を設けてもよいのではないか。
- ・ 基準及び指針に対して特段の意見はないが、評価担当者に対する研修の際の説明だけでは、8月初旬期限の分析に困難を極めた。分析方法について、分かりやすいメモが欲しかった。
- ・ 当初に比べて色々な点で改善されてきたと思われるので、特に問題になるような点はなかった。
- ・ 解釈指針2-1-1-1のうち、「学部での法学教育との関係を明確にした上で、」という点は、何を求めているものなのかが今一つ不明確で、指針として機能しているのか若干の疑問があるため、解釈指針を見直す機会があれば、検討をお願いしたい。
- ・ 法科大学院を卒業した修習生を見ていると、基本的な実体法の理解が不足しているように感じる。単位数等について、もう少し基本的な法律基本科目を重視するカリキュラム編成を認めてもよいのではないかという感想を持った。

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 書面調査について

①法科大学院の自己評価書の理解しにくかった点について

- ・ 一大学について、執筆者が分担執筆したものを調整せずに評価書にはりつけた感があったため、前後の関係がはっきりしなかった。
- ・ 添付資料が少ないため確認できないことが多かった。
- ・ 基準や解釈指針に対応する記述がされていなかった。最初に受取った時点では自己評価書と添付された資料との間に矛盾があった。

③自己評価書に必要な根拠資料のうち、引用・添付されていなかったものについて

- ・ 内部の規程、申し合わせ等。
- ・ 講義内容に関する資料。
- ・ FD などの中身につき、どのようなことを行ったかが抽象的に記載されているものの議事録などの資料が添付されていないため、具体的に把握できない。施設の整備について、資料が添付されていないため、評価書記載どおりの施設の整備がなされているか確認できない。など。
- ・ 特に別紙様式 3 と自己評価書との記述が一致していなかった。パンフレットや大学概要が 2006 年度のものであった。

④書面調査を行うために必要であったと思われる参考となる情報（客観的データ等）について

- ・ 過去の認証評価実施において、実際に指摘された問題点等が、評価項目ごとに参照できるようなことは考えられないでしょうか。
- ・ 各授業の内容を知る上で、授業に対する学生アンケートの結果があれば良かったと思います。
- ・ 教授会議事録。
- ・ 設置時の申請書類を参照することができればありがたかった。
- ・ エクスターンシップについてどのような成果が上げられたのか、学生側の感想等があればよかった（訪問調査の際に明らかになる前に）。
- ・ 他の同規模ないし同様のコンセプトに基づく法科大学院の回答。
- ・ 本調査は、対象法科大学院の絶対的評価を行うものと理解しているが、他の法科大学院に関する一般的な周辺情報があれば、より適切な評価をなし得ると思われる（平均的学生数、平均的試験合格者数等）。

⑤機構が示した書面調査票等の様式で記入しにくかった点について

- ・ 評価書作成にあたり、全体的に記入事項が多すぎる感があります。評価者の負担軽減の意味合いもあり、もう少し、簡略化できないか、ご検討いただくと助かります。
- ・ 視力低下を恐れる。
- ・ 1 項目を記載すべきページにおける文字数が多いため、ディスプレイ上で見にくく感じた。
- ・ 調査票の記入欄が狭く、入力しづらい。

○書面調査についての意見、感想など

- ・ 事務局の作業量とも関連するが、各項目ごとに自己評価書のどの部分、どの資料を参照すれば判断ができるかどうかが明示されていると分かりやすいかもしれない。もっとも、この方法は、事務局の作業において見落としがあるような場合には、評価委員もその部分のみをみる危険性を伴うものであり、そうした方法の適否については、さらに検討が必要である。
- ・ やや項目（特に小項目）が煩瑣に過ぎるように思われ、それぞれについて判定をして積み上げる方式にも、無理があるように思われる。
- ・ すべての解釈指針について、すべての委員に判断の根拠を書かせるのは書く方も大変だし、読む方も大変で無駄ではないかと思う。以前に比べて、形式的な部分は事務局で書きこんでおくなど改善がはかられているが、さらに進めて、あまり問題がないところは、判断の根拠も事務局で書きこんでから委員に送ってチェックをうける、問題がありそうなところに委員の意見を書かせる方式にしてもらうとよいと思った。
- ・ 評価項目がこまかすぎないか。樹を見て森を見ない感がする。
- ・ 貴機構側で機械的に判断可能な項目があるように思う。
- ・ 評価項目に軽重がないのは疑問。必修科目の単位数や授業内容と、自習室の有無などとは全く重要度が異なる。
- ・ 今後の評価担当者の確保を考えると、夏期休暇を犠牲にすることのないような方法を工夫してみる必要があるように思われます（以前に比べるとかなり改善されましたが）。
- ・ 適切であったと思う。
- ・ 基準および解釈指針のすべてについて、もれなく記載していただくように注意を喚起する。とりわけ予備評価を実施した法科大学院においては、予備評価で○となった事項についてとかく手抜きがみうけられたので、改めてすべて記載することや必要な資料を添付するよう、注意を喚起する。

【評価担当者】

- ・ 書面調査票等の様式については、基本的には記入に困難を覚えるようなものではありませんでしたが、できれば「優れた点」、「改善を要する点」および「特記すべき事項」にそれぞれどのような内容を盛り込めばよいか、もう少し具体的なガイドラインがあればよかったですと思います。
- ・ 当初に比べると、はるかに記入しやすくなっている。事務方であらかじめ記入できる箇所はできるだけ記入しておいていただけるとありがたい。
- ・ 自己評価書その他のデータで PC データで出せるものがあれば検索などが容易である。たしか、昨年度、ある大学からは CD に収録されたデータが提供され、便利だったように記憶している。
- ・ 基準を満たしている項目の場合、各委員の方で様々な意見を記載したとしても、結局は、ほぼ定型的な表現に落ち着いている。もちろんほかとの平仄のこともあるので、定型的な表現となること自体に異論はない。であれば、最初から全委員がほぼ全部の項目について意見を記載する必要性に乏しいと思われる。項目によっては、特に、基準を満たしていない点、疑問がある点、評価すべき点、がある場合に限って、意見を付すということでも良いのではなかろうか。正直言って、自己評価書その他の資料の読み込みより、調査票の形式的な記載に余計な時間がとられてしまったとの念が強い。
- ・ 書面調査の時間がもう少しあればよいと思います。
- ・ 基準ないし解釈指針の趣旨が理解できていない自己評価書の記載が散見されたので、事務局において、対象校に対して、なお一層の趣旨の理解・徹底に努められたい。
- ・ 自己評価書に一部、記載や説明が不十分なところ等があったが、概ね書面調査には問題なく対応できたと思う。ただ、既に予備評価を受けた対象校の場合、本評価に際しては、予備評価を踏まえて自己評価書を記入するように工夫・指示されるのが良いように思う。そうでないと、予備評価を受けた意味が、お互いに（対象校も機構側も）ないのではないか。
- ・ 対象校にこちらの書面調査のエクセルへの記入を求めれば、対象校の主張と根拠が明確になり、資料の不備なども防ぎやすいのではないか。
- ・ 自己評価書の記載につき、これまでも、対象校に周知が図られていることではあると思うが、自己評価書で必ずしも解釈指針一つ一つをあまり意識せずに「基準に係る状況」を評価している対象校があるように思われるので、解釈指針を十分に踏まえて自己評価書を作成するようさらなる周知を図ってはどうか。

(2) 訪問調査について

②訪問調査によって十分に確認できなかった点について

- ・ 分類不明な授業科目について、たぶん実態が明確でないので、内容についての回答が不十分であったし、したがって、こちらの確認作業もスムーズには行かなかった。

③訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）のうち、特に充実又は簡素化すべきものについて

- ・ 訪問調査の時期的な問題もあり難しいとは思いますが、法科大学院卒業生との面談をどのようにセッティングするかは、今後検討が必要のように思いました。
- ・ 責任者面談の出席者数をより限定してはどうか。また、教育現場の視察は、分業体制で行い、時間を成績データや資料の確認、授業参観により多く割り当ててはどうか。
- ・ 卒業生との面談について、司法試験合格者のみであったが、不合格となった者からの意見も聞きたいところです。
- ・ 面談は個別面談にした方がよいと思う。
- ・ 教員との面談について、担当教員、一般教員とも、もっと参加していただく人数を減らしてもよいかと思われます（人数の決まりがないのかもしれませんが）。
- ・ 授業参観を行う科目数を増やすべきではないか？時間の関係もあると思われるが、1科目につき参観する評価委員を1、2名として多くの科目に分散させるなど。
- ・ 授業の視察は、できれば1コマ全部を見ることが望ましいと考えます（そのために対象授業の数は、さらに限定してもよいと思います。）。
- ・ 答案の調査を行う科目については、法科大学院側が選択するのではなく、機構側が指定すべきである。
- ・ 日程調整の際、参観できる授業を考慮してもよいのではないか。現在は、日程を決めてから当日、実施されている授業の中から選んでいる。

【評価担当者】

- ・ 学生との面談は必要であるが、修了生面接まで必要かどうかやや疑問です。
- ・ 一般教員との面談は充実した方がよいと思われる。他方、対象校の案内による施設見学は、あまり意味がないようにも思われる。
- ・ 学生面談にあたっての面談学生の選定は、一定の基準で行い、優等生に片寄らない方法が適切と思われる。
- ・ 予備評価を行っている大学については、教室などのハード面は、事情が変更している場合にのみ視察をすることで足るのではないか？（書籍とか、教育補助機器は別）
- ・ やや、対象校の負担が重い感じがあり、一般教員の面談などは、省略してもよいのではないか。
- ・ 学生の面談に関して、あまり数が少ないと学生の意見としては一般化できない危険がある反面、あまり学生の人数が多いと満遍なく聞くことができず、あるいは満遍なく聞こうとして個々の質問について、あまり深く尋ねることができない。今回は、やや面談した学生が多かったように感じた。

⑤訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の適切な人数や構成について

- ・ 対象が1大学であったため人数が増えたと理解している。

○訪問調査についての意見、感想など

- ・ 責任者面談における質問事項については、すべて事前に開示することも考えられるのではないか。また、評価部会と法科大学院側の認識が異なっている点については、事前にその点を示しておくこともありうるのではないか。訪問調査の時間は限られており、そこですべての事項について確認をするという余裕はないように感じられる。
- ・ 評価担当の責任者の方が大変熱心に質問等をされている点は良いと思うが、訪問調査に行って、他の人がほとんど質問できない点に若干不満を感じた。
- ・ 非常にタイトなスケジュールであったが、機構の事務担当者の方々の事前の準備が行き届いており、所期の目的を十分達成することができたと思います。
- ・ 課外の答練について聞き取りしたが、聞かれる方は×となってはアウトなので、かなり萎縮して慎重に答えていた。これでは、実務家にとって必要な文書能力の訓練を法科大学院が行わなくなる危険があり、過度に試験対策にかたよった答練はダメだが、他はOK、むしろプラスと評価する方針を立ててほしい。
- ・ 機構の職員の方が十分な準備を整えてくださり、非常に助かりました。
- ・ 部会長のリーダーシップが強すぎると個々の委員の質問の機会が失われる場合もありうると感じた。
- ・ 予備調査か本調査かにより、また重大な問題点があるか否かにより対象校によって時間が短く済んだり長びいたりした。これは予め予測しえない部分も多いので、先方と協議して柔軟に対応する以外にないのかと思いました。
- ・ 訪問調査時に行うべきことの項目は十分であると思われるが、個々の項目につきもう少し時間に余裕があってもいいのではないか。
- ・ 予定どおりスケジュールを消化できたと思う。今後の課題として、主要科目の点検にはできるだけ専門領域の担当者を同行させることが必要ではないかと考える。
- ・ 特段の問題はなかった。
- ・ 今回は、個人的な事情で訪問調査に参加できなかったもので、調査メンバー（副部会長）の報告書等から判断して記入したが、特に問題なく、調査は順調に行われたと聞いている。
- ・ 機構側の対応は、非常に適切であったと思われる。他方、対象校側が過度にディフェンシブになっているような印象を受けた。もっと、フランクな意見交換ができればと思う。
- ・ 資料の現地での抜きうちの確認などに対応する包括的な義務を対象校に負わせるべきである（一部の資料に事前予告済みの資料しか用意されていないくらいがあったように思われる）。
- ・ 訪問調査については、機構職員の方々が周到に準備されており、委員に対する指示も適切で、円滑に調査がされたと思う。機構職員の方々にこの場を借りてお礼を申し上げたい。
- ・ 若干、無駄な時間があるので、訪問調査にかかる時間を短縮すればよいと思われる。
- ・ 訪問調査事項が盛りだくさんで、例えば、授業の参観に関して、双方向の授業での学生と教員の対応について客観的に評価するには、十分な時間をとることは、やや困難に感じた。

(3) 評価結果について

○評価結果についての意見、感想など

- ・ 本試験と再試験の問題の同一性(類似性)につき、悩みました。一定の目安を設定いただけると、担当者は助かると思います。
- ・ 現状において、評価作業の中心は適格性の判断にあり、各法科大学院においても、自己評価書においてその点を重視した記述となっていると思われる。数値では表れにくいような特色や長所をどのようにくみ上げていくか(例えば、少人数教育を行っている法科大学院において、学生と教員の距離の近さを資料と訪問調査の中からどのように評価していくか)の工夫が必要かもしれない。
- ・ この評価結果は、全て一律に基準に当てはまるかどうかで判断されていますが、各基準には重要度に差があると思いますので、重要度に応じた評価結果となってもよいのではないかと思います。
- ・ 評価結果は、十分に実情を反映しているものと考えます。
- ・ 部会に所属する委員の総意として、妥当な評価結果が得られたのではないかと思います。
- ・ 微妙な言い回しによって、種々の配慮がなされているはずであるが、そのことが対象校や社会一般に理解してもらえるのか疑問に思う。
- ・ 現在のところ評価結果は若干甘めであるような気がする。現在の評価結果では、評価結果が公表された場合に一般の人あるいはこれから法科大学院に入学を考えている人にとって各法科大学院間の違いがあまり明確には伝わらないのではないだろうか。
- ・ 優れた点は、評価する必要があるのか疑問である。
- ・ 対象校によって考え方や教育内容・方法等について色々と異なる点があり、このような客観的評価の必要性を感じている。
- ・ 全体として、良いか悪いかの評価になっていると思われる。「悪くはないが改善が望ましい」形で意見を述べられるとよいと思われる。
- ・ 認証評価の基準に関して、教育内容、成績評価・修了認定など満遍なく、評価する必要があるのかもしれないが、全体からすると膨大な評価書になり、やや散漫となる感じがする。
当該法科大学院の「優れた点」「相応な点」をそもそもどのように客観的に評価するのか、が困難に感じている。

3. 研修について

○研修についての意見、感想など

- ・ 2年目は都合がつかなくて受けることができなかったが、初年度は研修を受けることができた。研修を受けなければ、具体的にどのようなことを行なうべきかがわからなかったので、研修の機会があることは大変良かったと思う。
- ・ ご当局にとっては大変かとは思いますが、大学の授業の関係で、せっかくの研修の機会を中座しなければならなかったので、同じメニューで結構ですから、2回くらい研修をやっていただけると、新任委員にとってはよかったですと思います。
- ・ 書面調査ではこんなところが議論になり、こうした評価は困る、などと具体例を交えて説明した方が解りやすい。最終的な評価が決定するまでの過程が掴めなかった。経験してみても実感するのかもしれないが、自分が行った評価がどのように活かされるのか、それとも死票になるのか、その過程を説明して欲しい。
- ・ 配布資料が多すぎる感がある。1本のシステム化された資料で構成できれば、わかりやすいのではないかと。
- ・ 実際にやってみないとよく分らないところが多いが、研修そのものは可能な限り理解しやすいように実施されたように思う。
- ・ 研修により、評価作業全体のイメージをつかむことができました。
- ・ 2度目の委員については、簡略化ないし省略してもよいのではないかと。
- ・ 昨年も申し上げたか、初めて委員となった者と経験者については内容を分けた方がよいと思われる。(午前中の行事は、座長の選出及び顔合わせの趣旨から合同で行うことはもちろんである。)
- ・ 研修の結果は、分析に当たって、特に有用であったというほどのものとは言えない。時間の制約もあり、やむを得ないが、分析に当たっての留意事項を丁寧に教示して欲しかった。
- ・ 2回目でもあったので、特に問題は感じなかった。
- ・ 特に問題はないと思われる。

【評価担当者】

- ・ 経験者には、研修は不要と思われる（変更点等の連絡で十分である）。
- ・ 研修について、たとえば、書面調査のシミュレーションに関しては民事系、公法系、刑事系など複数の教員によって説明した方が、より具体的な問題が共用できるのではないか。

4. 評価の作業量、スケジュールについて

(1) 評価に費やした作業量及び機構の設定した作業期間について

○評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についての意見、感想など

- ・ 自己評価書の締切をもう少し先（お盆明け）にしてほしかった。早めに資料をいただいても、法科大学院の授業のある期間はまとまった時間がとれず、前期試験の採点終了後に手がけるしかないところ、前期試験の締切から数日後に自己評価書の締切があったので大変忙しかった。
- ・ 傍目ですが、部会長の負担は多大だったと思います。
- ・ 作業量は大きいですが、各法科大学院の適格性を判断するという業務の内容から、これはやむを得ない面もある。作業期間はこの程度必要であり、またそれ以上とすることは適切とは思われない。
- ・ 書面調査について、本業の負担が重い時期と重なっているため、作業時間がなかなかとれずに苦労しました。もう少し期間をいただければありがたいです。
- ・ 書面調査の期間が、期末試験の期間に重なるのは、避けた方がよい。
- ・ ある程度はやむを得ないと思われます。
- ・ 自己評価書の書面調査の作業期間については、大学の前期試験の採点及び成績提出の締切り時期との関係で、非常にタイトであったように思います。できれば、もう少し作業期間を長くしていただけると助かります。
- ・ 作業期間が法科大学院の前期期間で講義・前期末試験等に重なるため、もう少し遅い時期に設定していただけると助かります。
- ・ 自己評価書の提出期限との兼ね合いで、書面調査表提出までの期間が短くなるのは致し方ないと思うが、作業量に比して作業期間が限られており、また時期的に前期末テスト期間と重なり合うため、その間の負担は相当重い。評価基準や解釈指針の統合等を含め、書面調査の分量につき、改善していただけるとありがたい。
- ・ 本来業務が過多だった所為もあるが、作業に多くの時間を費やした。一校だったのは天佑であった。
- ・ 書面調査にもう少し作業期間がほしい。
- ・ 書面調査が毎年大変ですが、事務局サイドで判断可能な客観的基準についてはあらかじめ記入して下さっており、作業量がやや減少して助かった。
- ・ 書面調査には時間がかかるが、各法科大学院に自己評価書及び資料の提出を求める際に評価書の記述には、記述内容を裏付けるため参照すべき資料が簡単に検索できるよう番号及びその箇所を付記することを徹底することが望ましい。
- ・ 書面調査に費やした労力がやや大きかったと感じられます。自己評価書の様式（資料の引用の方法を含む。）の改良や、記載要領などについての対象法科大学院への事前のガイダンスを充実させることで、作業負担を軽減することは可能だと考えます。
- ・ 書面調査書の作成に非常なる時間と労力を費やした。もっと合理化をはかるべきである。
- ・ 書面調査の時間がもう少しあれば助かります。
- ・ 当初に比べ評価項目等が改善されたこと、及び委員として3回目でもあり慣れて来たことのため、それ程の負担ではなくなったと思う。
- ・ 厳正な評価をするという観点からは、いずれも妥当なものと思われる。
- ・ 自己評価書の書面調査について予定されている作業期間自体は適切であると考えているが、各委員の当該期間における職務上の日程等によっては、期間内に作業を終えることが困難な場合があるので、数日の作業期間の延長をお願いする場面があることをご了承願いたい。
- ・ 検討資料の送付が遅く、事前準備に要する時間が足りない。
- ・ 書面調査は時期的にも時間的にも大変である。今年は1大学院であったため比較的余裕があったと思うが、二つ以上になると作業が厳しい。
- ・ 自己評価書の書面調査について、評価書の記載を今回のアンケートをふまえて、簡略しうるところはどこか、メリハリをつけた評価書を目指していただきたい。

(2) 評価作業に費やした労力について

○評価作業に費やした労力についての意見、感想など

- ・ 予備調査を経ている法科大学院を担当させていただいたこともあり、昨年に比べ、労力は昨年ほどではなかったと思います。
- ・ 評価を受ける側の法科大学院については、評価作業に不満が残るところがあり、評価には自ずから限界があるが、どのような分量の作業が行われているかを一般的に伝えることも必要かもしれない。
- ・ ある程度、やむを得ないものと思われます。
- ・ 如上の通り、かなりの労力を費やすことになる。
- ・ 評価作業に費やした労力は相当であるが、その位本格的に行わないと実のある評価とはならないので、やむをえないかと思われる。
- ・ 研修・会議への参加、書面調査の実施、訪問調査等の全てを含めて、トータルで年間2週間程度の労力を費やしていると思うが、社会貢献の一つとして納得している。
- ・ 第三者評価という観点からは、きわめて妥当なものであると考える。
- ・ 部会長・副部会長のご負担が大きかったのではないかと思われる。作業の効率化のためにはやむを得ないと思われるが、部会長・副部会長に感謝申し上げたい。
- ・ 全体として、評価作業にコストがかかりすぎる感があり、1対象法科大学院当たりの評価にかかる総費用の削減が望まれる。
- ・ 労力の意味合いは、評価結果がこれからどれだけ改善等に反映されていくかにかかっていると思われる。
- ・ 第三者の立場から、他大学の教育活動等に関して判断するのは、自分にとっても大変有益であったが、中立・公正の観点を常に維持していくには、自分が思っていた以上の労力・根気を必要とすることを再認識した。

(3) 評価作業にかかった時間数について

○評価作業にかかった時間数についての意見、感想など

- ・ 書面調査に要した時間は、記憶にありません。かなり時間をかけたことは確かです。
- ・ 時間計算は、ごく概括的なものであり、あまり参考とはならないかもしれない。
- ・ 事務局の方が、周到に準備して下さっていたので、実質的には、それほど大きな負担にはなりません。事務局の努力に敬意を表したいと思います。
- ・ 自己評価書の書面調査にかかった時間数については、正確に把握しているわけではありませんが、1校当たり、少なくとも18時間以上費やしていると思います。
- ・ 今年は辞退が出て1つの法科大学院の書面調査ですんで助かった。2つだと今までの方式ではかなり負担で大変と感じている。しかも、日当は非常勤講師と同じで委員会に出た部分のみの評価で…。そのため、負担感を減らし、問題点について委員の労力を集中するため、(すべての解釈指針について、すべての委員に判断の根拠を書かせるのは書く方も大変だし、読む方も大変で無駄ではないかと思う。以前に比べて、形式的な部分は事務局で書きこんでおくなど改善がはかられているが、さらに進めて、あまり問題がないところは、判断の根拠も事務局で書きこんでから委員に送ってチェックをうける、問題がありそうなところに委員の意見を書かせる方式にしてみようと思つた。次年度、ぜひ実現してほしい！)
- ・ シラバスを確認、授業内容を精査など、送付された資料をめくりながらの作業はかなり大変であった。その意味では、自己評価書に記載された事項に限って評価するのであれば相当な作業時間の短縮となろう。15時間と記したが、もっと時間を取られたような気がする。
- ・ ②、③については、事務局の補佐があるので、焦点を絞って作業するので時間がかからない。①が大変に時間をとられる。
- ・ 書面調査にかかる時間の短縮の工夫が必要か。
- ・ 書面調査にかかる時間については、自己評価書の様式の改良などにより、もう少し短縮・効率化できると思います。
- ・ とにかく書面調査が一番大変だと思う。教員は夏季休業中とはいえ、司法試験の採点など他の公的作業と重なることもあって、毎日多くの時間を割くことは難しい。少し余裕をもって取り組めるようにしてほしい。
- ・ 実働日数にしてトータルで7～8日ぐらいだと思うが、社会貢献の一つとして納得している。
- ・ 厳正な第三者評価という観点からは、妥当なものだと思われる。
- ・ 対象校にエクセルの記入を求め、その記述の根拠となる資料が評価書のどこに書かれているかの明示を求め

【評価担当者】

れば、①の時間は半減できたように思われる。

- ・ 書面調査に関しては、資料もたくさんあり、今回は初めてだったので、読みこなすのに時間がかかった。

5. 評価部会等の運営について

○評価部会等の運営についての意見、感想など

- ・ 今回の場合、対象校が1校となったことによる特殊事情があった。人数としてはこの程度が望ましいが、2校を担当し、各校の訪問調査を分担することになると、分野的にカバーできない部分が増え、科目区分整理に関する議論等についても、意見調整がさらに困難となることが予想される。しかし、各委員の負担を考慮すると、これはやむを得ないものと思われる。
 - ・ 答案調査に関しては、調査対象とはするものの、その評価結果に対して問題点を指摘することは困難となっているのが実情である。何らかの意思統一をして、例外的な場合には成績評価結果にも踏み込む可能性を考えてはどうか。
- ・ 部会運営は極めて円滑で、申し分なかったと思います。
- ・ 部長のお人柄かと思いますが、発言しやすい雰囲気、非常によかったと思います。
- ・ 同一の説明を2回にわたって求められるなど、機構の組織はやや複雑すぎると思われます。また、評価部会委員をあのよう多数抱えておく必要があるのか、疑問がないわけではありません。格式より実質を重視した方がよいと思われます。
- ・ 部長のリーダーシップが発揮されすぎると個々の委員の意見が消えてしまう印象があった。
- ・ 各委員が自由に意見を述べるのできる運営でよかった。
- ・ 会議の休憩時間は予定通りとすべきであって、早めに終わるために、ごく短時間である場合の他は、休憩時間に食い込むのは適切なやり方とは思えない。
- ・ 正副部長と事務局の事前の十全な打ち合わせにより、部会の運営は円滑・順調であった。
- ・ 特に問題はないと思うが、できれば評価部会の委員がもう少し多い方がよい。特に訪問調査時は、委員が二手に分かれるので、もう少し多いのが望ましいと思う。
- ・ 部長・副部長の適切な進行に感謝申し上げたい。
- ・ 部長、副部長の運営が大変円滑であり、委員の意見を十分に反映していただいたと感謝している。

6. 評価全般について

○評価全般（評価に携わっていただいた感じたことも含め）についての意見、感想など

（機構の認証評価の目的について）

- ・ これは機構だけの問題ではありませんが、社会が行政的な事前規制の時代から司法的な事後（規制）処理の時代へ移行する中で、法科大学院評価は前者の傾向が強く、社会の動きとは異質な印象を受けます。法科大学院の評価も市場原理に委ねる、とするのも1つの在り方ではないでしょうか。

（機構の認証評価に対する意見）

- ・ 評価する側と評価される側の立場の違いにより、どうしても対立的・論争的な意見交換となる可能性が高い。訪問調査時においても、どのような点が良いと感じたかを積極的に伝えていくような仕組みが望ましいのではないかと。
- ・ 事務局の準備が行き渡っており、評価作業を大変スムーズに行うことができました。ありがとうございました。ただ、消費される紙が大量であるのが若干気になりました。合理化を図れないでしょうか。
- ・ 事務方の、大変な努力に敬意を表したいと思います。部長のご努力にも、感謝いたします。
- ・ 訪問調査時を含めて、平素の部会においても、事務担当者の方々の入念な準備のおかげで、非常に効率的に作業を進めることができ、十分所期の目的を達することができたのではないかと思います。
- ・ ×の評価を受ければ法科大学院はアウトのため、基準や解釈指針にあいまいな点があると、法科大学院を萎縮させてしまって良い法科大学院を育てることにマイナスになってしまうと思った。そのため、あいまいな点がないかどうか、良い法科大学院のためにこの基準や解釈指針でよいのかどうか、常に検討・改善していくことが必要と思った。
- ・ 法科大学院の社会的な評価は何できまるのだろうか。全国の高校のランキングは、東京大学の合格者数で決まり、医学部の評価は医師の国家試験合格者で定まる。法科大学院は、司法試験の合格者数ないし合格率ではないだろうか。さすれば、本評価に関しても、どこかにその評価を入れてもよいのではなかろうか。

【評価担当者】

- ・ピアレビューの長所を実感できたが、現在の法科大学院のおかれている状況（学生定員数に対する新司法試験合格者数、人的・物的資源の不足）を考えると厳しい評価がしにくい面もあると感じた。
 - ・専門の異なる先生方の御意見を尊重し、調整しながら、部会としての結論をまとめる正副部会長の仕事は大変と思います。
 - ・法科大学院の教員として感じている教育内容上の問題点（学生の理解度、教育方法の問題など）と、本調査における基準などがおおよそリンクしていない（本調査が教育内容にとってマイナスというわけではもちろんないが、プラスになるとも思われない）。基準を守ることが「教育の質」を向上させることにつながるような、内容にふみこんだ基準や指針が必要と感じた。
 - ・当初の新司法試験のイメージと実際の合格者・合格率とギャップが生じているせいか、修了生に対する法科大学院の対応が全く想定されていないのは、やや違和感を感じる。たしかに、「卒業生」であり、在校生ではないが、学部でも進路先は重要であり、法科大学院においても合格者を含めた、進路先として、修了生に対する法科大学院の対応も何らかの形で、評価に加えた方がよいのではないか。
(専門知識・能力の活用、または、評価作業を通じて得たものについて)
 - ・評価に携わるまでは評価基準の趣旨がわかりにくい部分もありましたが、実際に経験してみて、個々の評価の趣旨がよく理解できました。
 - ・評価する側の立場を理解することができたのは、評価される立場からは収穫であった。基準を満たさないという評価が、今後社会的にどのように評価されるかの分析を行っていく必要があると思う。
 - ・⑤の項目は、評価制度の目的と相容れないのではないか。事実上、そうであっても、制度として、そのような効果を謳うのはどうかと思う。
 - ・法科大学院において運営上苦労されている点や工夫されている点をよく理解でき、法科大学院を卒業した司法修習生の指導に当たる立場としては、大変参考になった。
- (その他)
- ・なお、この手のアンケートは、苦手ですので、できれば省略いただくと有り難く思います。
 - ・設置認可されればあとは事実上ほとんど規制がなかったこれまでの体勢はやはり問題であったので、任務は大変であったが必要な社会的役割を担っていると考え、協力してきたし、これからも協力をおしまない所存です。
 - ・評価作業にかかる時間と労力は大変なものである。重要な作業であると信ずるがゆえに誠心誠意尽力しているつもりだが、それが報われるためには、その作業が公正な評価結果に反映される必要があるし、また、かけた時間や労力に見合ったそれなりの手当て（特に、書面調査について）を用意することも大切だと考える。
 - ・7月末の所属大学における補講期間中から、対象校2校の自己評価書の分析作業に従事し、相当な作業量で、心身共に負担があったが、数次にわたる部会、訪問調査を含め、正副部会長の適切な議事進行、事務当局による種々のフォローがあり、なんとか職務を全うすることができた。大変貴重な経験であり、感謝申し上げます。
 - ・小職の経験・知識では、必ずしも細部に亘って評価することができないが、そこは専門の先生方にまかせ、直接法科大学院に関わりのない、第三者としての見方・評価も必要であろうと思って、小職としてはそのような立場から毎年、評価に当たっている。
 - ・特にないが、機構側の助力に感謝したい。

平成 19 年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

貴法科大学院名 _____

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の 1～10 の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと自由記述のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。また、自由記述の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また、自由記述のものについては、法科大学院名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

回答例①は、適切であった	-----	5	4	3	2	1	3
回答例②は、適切であった	-----	5	4	③	2	1	

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった -----	2		1			

→※⑤について、2とご回答いただいた場合、よろしければどの基準又は解釈指針が自己評価しにくかったかをご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった -----	2	1	

→※⑥について、2とご回答いただいた場合、よろしければ重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想などをご記入ください。

2. 評価の方法及び内容について

評価の方法及び内容について、(1) 自己評価、(2) 訪問調査等、(3) 意見の申立ての3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 自己評価について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、5又は4とご回答いただいた場合、よろしければどのような点で迷ったのかをご記入ください。

④ 貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのくらいの文字数であればよいと思うかをご記入ください。

⑦ 自己評価書の作成にあたって、すでに機構の認証評価を受けた他大学の自己評価書を参考にした -----

参考にした	参考にしなかった	
2	1	

・自己評価についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 訪問調査等について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

③ 訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。以下同様。）が質問した内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

④ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談）は適切であった

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑥ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑥について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような人数や構成が適切であると思うかをご記入ください。

⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査等についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 意見の申立てについて

強く どちらとも 全くそう
そう思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

① 意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載したことは適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

以下は、**意見の申立てを行った法科大学院のみ**お答えください。

③ 貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が適切でなかったかをご記入ください。

--

3. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間、(2) 評価作業に費やした労力、(3) 評価のスケジュールの3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

	＜作業量＞					＜作業期間＞						
	とても		とても			とても		とても				
	大きい	←	適当	→	小さい	長い	←	適当	→	短い		
	(5)		(3)		(1)	(5)		(3)		(1)		
① 自己評価書の作成 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
③ 訪問調査のための事前準備 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
④ 訪問調査当日の対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
⑤ 意見の申立て -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 評価作業に費やした労力について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるとい う目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解 と支持を得るとい目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 評価のスケジュールについて

① 自己評価書の提出時期（6月末）は適当であった
（適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ---

適当	適当でない	
2	1	

② 訪問調査の実施時期（10月下旬～12月上旬）は適当であった
（適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ----

2	1	
---	---	--

・評価のスケジュールについてご意見、ご感想などをご記入ください。

4. 説明会・研修会等について

認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会、その他機構が実施する各種説明等について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)		
① 説明会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
② 説明会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
③ 説明会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1	
④ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2 1	
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑧ 機構が行った訪問説明は役立った -----	5	4	3	2 1	
⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応（質問等に対する対応） は適切であった -----	5	4	3	2 1	

・説明会・研修会等についてご意見、ご感想などをご記入ください。

5. 評価結果（評価報告書）について

評価結果（評価報告書）について、（1）評価報告書の内容等、（2）自己評価書及び評価報告書の公表、（3）評価結果に関するマスメディア等の報道の3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（1）評価報告書の内容等について

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった ----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた -----	5	4	3	2	1	
⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった -----	5	4	3	2	1	

→※⑧について、2又は1とご回答いただいた場合、よろしければどのような点が分かりにくかったかをご記入ください。

⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
----------------------------------	---	---	---	---	---	--

以下の（２）、（３）は、本評価を受けた法科大学院のみお答えください。

（２）自己評価書及び評価報告書の公表について

① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している

している	していない	
2	1	

② 評価報告書をウェブサイトなどで公表している -----

2	1	
---	---	--

（３）評価結果に関するマスメディア等の報道について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価結果（評価報告書）についてご意見、ご感想などをご記入ください。

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

評価を受けたことによる効果・影響について、自己評価実施時点での効果・影響と機構の評価結果を受けての効果・影響とに分けて質問しますので、それぞれお答えください。(具体の活用例、改善例については、別途「7. 評価結果の活用」で質問します。)

(1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響がありましたか

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた -----	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた -----	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した -----	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立った -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した -----	5	4	3	2	1	

・自己評価を行ったことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想などがありましたらご記入ください。

(2) 機構の評価結果を受けて、次のような効果・影響があると思いますか

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる -----	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる -----	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する -----	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進する -----	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する -----	5	4	3	2	1	
⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する -----	5	4	3	2	1	
⑫ 貴法科大学院の教育活動等の質が保証される -----	5	4	3	2	1	
⑬ 学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑭ 広く社会の理解と支持が得られる -----	5	4	3	2	1	
⑮ 他大学の評価結果から優れた取組を参考にする -----	5	4	3	2	1	

・機構の評価結果による効果・影響に関連してご意見、ご感想がありましたら、ご記入ください。

7. 評価結果の活用について

- (1) 今回の評価（機構の評価結果だけでなく、貴法科大学院における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。）を契機として、課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項（または実施済みの事項）がありましたら、その主要な事項について、簡潔にご記述ください。

また、その変更・改善の際に、今回の評価はどの程度参考になったかを5段階でお答えください。

注：本質問は、機構の評価がどの程度対象校の改善に活用されているかを把握することにより、評価方法の改善を図ろうとするものです。貴法科大学院の変更・改善の取組状況自体を評価することを目的とするものではありません。

非常に参考になった ← なった → あまり参考に
 (5) (3) (1)

課題	(記入例) 【基準5-1-1】FDが不十分である。	5	4	3	2	1	
変更・改善	授業アンケートの分析・活用などの具体的方策の検討を開始した。						
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしてください

- (2) 貴法科大学院では、今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1 貴法科大学院または貴大学の広報誌に評価結果を掲載する。	2 貴法科大学院又は貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する。
3 資金獲得のための申請書に記載する。	4 学生募集の際に用いる。
5 その他（具体的に）	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { </div>	

回答欄

8. 本評価にあたっての予備評価の効果について

以前に機構の予備評価を受け、今回本評価を受けた法科大学院のみお答えください。

本評価にあたっての予備評価の効果について、以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
そう思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

- ① 本評価を受けるにあたって、以前に予備評価を受けたことで、よい効果があった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、5又は4とご回答いただいた場合、よろしければ具体的にどのような効果があったかをご記入ください。

--

9. 評価の実施体制について

貴法科大学院に係る評価の実施体制についてお教えてください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

評価（自己点検・評価、認証評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教え下さい。「例」を適宜参考にし、わかりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいで結構です。

(記入例)

自己点検・評価委員会
(役割)：評価結果についての最終決定
(形態)：常設
(構成)：学長、理事、・・・
(人数)：〇人

ワーキンググループ
(役割)：評価結果の審議
(形態)：常設
(構成)：理事、各学部長・・・
(人数)：〇人

評価推進室
(役割)：評価に関する事務
(形態)：常設
(構成)：室長、係長・・・
(人数)：〇人

法科大学院作業チーム
(役割)：データ等の収集・整理、自己評価書の作成
(形態)：臨時
(構成)：法科大学院長
(人数)：〇人

○○○○

他に具体的な説明等がありましたら以下にご記入ください。

評価の実施体制について、貴法科大学院が行っている方策・工夫等がありましたらお教えてください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えてください。

10. その他

認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由や、実際に評価を受けて期待どおりであったかについてご記入ください。

その他、当機構の行う評価についてご意見等がありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました

平成19年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

ご氏名 _____

今回、当機構の評価に携わっていただき、どのように感じられたか、以下の1～6の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと同自由記述のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。また、自由記述の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また自由記述のものについては、ご氏名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

回答例①は、適切であった -----

回答例②は、適切であった -----

5	4	3	2	1	3
5	4	③	2	1	

1. 基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	どちらとも 言えない (3)	全くそう 思わない (1)			
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----	5	4	3	2	1	
	ある		ない			
⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった -----	2		1			

→※⑤について、2 とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が評価しにくかったかをご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった -----	2	1	

→※⑥について、2 とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針についてご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想などをご記入ください。

【評価担当者】

2. 評価の方法及び内容・結果について

評価の方法及び内容・結果について（1）書面調査、（2）訪問調査、（3）評価結果の3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（1）書面調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※①について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が理解しにくかったかをご記入ください。

② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※③について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような根拠資料が引用・添付されていなかったかをご記入ください。

④ 書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※④について、5又は4とご回答いただいた場合、どのような情報（客観的データ等）が必要であったかをご記入ください。

⑤ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が記入しにくかったかをご記入ください。

・書面調査についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 訪問調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※②について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような点が確認できなかったかをご記入ください。

③ 訪問調査の実施内容(法科大学院関係者(責任者)面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生との面談)は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※訪問調査の実施内容のうち、特に充実又は簡素化すべきものがあれば、ご記入ください。

④ 訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者(事務担当者を除く)の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

→※⑤について、2又は1とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であるかをご記入ください。

⑥ 訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・訪問調査についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 評価結果について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された ----	5	4	3	2	1	
② 第1章から第10章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示す という方法は適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価結果全体としての分量は適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた 点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった -----	5	4	3	2	1	

・ 評価結果についてご意見、ご感想などをご記入ください。

【評価担当者】

3. 研修について

機構が実施する研修について以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 研修の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
② 研修の説明内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
③ 研修の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
④ 書面調査のシミュレーションは役立った -----	5	4	3	2	1	
⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった -----	5	4	3	2	1	

・研修についてご意見、ご感想などをご記入ください。

4. 評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間、(2) 評価作業に費やした労力、(3) 評価作業にかかった時間数の3項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

	<作業量>					<作業期間>								
	とても		適当			とても		とても		適当			とても	
	大きい	←				→	小さい	長い	←				→	短い
	(5)		(3)			(1)		(5)		(3)			(1)	
① 自己評価書の書面調査	5	4	3	2	1			5	4	3	2	1		
② 訪問調査への参加	5	4	3	2	1			5	4	3	2	1		
③ 評価報告書原案の作成	5	4	3	2	1			5	4	3	2	1		

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(2) 評価作業に費やした労力について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	
③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想などをご記入ください。

(3) 評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに概数でお答えください。

① 自己評価書の書面調査	およそ		時間
② 訪問調査の準備	およそ		時間
③ 評価報告書原案の作成	およそ		時間

・評価作業にかかった時間数についてご意見、ご感想などをご記入ください。

5. 評価部会等の運営について

評価部会、専門部会の人数や構成、運営について以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

② 部会運営は円滑であった -----

5	4	3	2	1	
---	---	---	---	---	--

・評価部会等の運営についてご意見、ご感想などをご記入ください。

6. 評価全般について

評価を行ったことによる効果・影響など評価全般について以下の質問にお答えください。

	強く （5）	どちらとも （3）	全くそう （1）			
① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う -	5	4	3	2	1	
② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う -----	5	4	3	2	1	
③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う -----	5	4	3	2	1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	5	4	3	2	1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった -----	5	4	3	2	1	

・評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についてご意見、ご感想などをご記入ください。

ご協力ありがとうございました

【評価担当者】